

平成29年第4回ニセコ町議会定例会 第1号

平成29年9月7日（木曜日）

○議事日程

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 会期の決定
- 3 諸般の報告
- 4 行政報告
- 5 委員会報告第1号 所管事務調査の結果報告
(総務常任委員会)
- 6 委員会報告第2号 所管事務調査の結果報告
(産業建設常任委員会)
- 7 陳情第2号 「義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元、教職員の超勤解消と『30人以下学級』の実現、『子どもの貧困』解消など教育予算確保・拡充と就学保障に向けた意見書」の採択を求める陳情
(北海道教職員組合後志支部ニセコ支会 支会長 佐々木陽子)
- 8 報告第1号 平成28年度ニセコ町健全化判断比率及び資金不足比率の報告について
- 9 認定第1号 平成28年度ニセコ町各会計歳入歳出決算認定について
- 10 承認第1号 専決処分した事件の承認について
(平成29年度ニセコ町一般会計補正予算)
- 11 承認第2号 専決処分した事件の承認について
(平成29年度ニセコ町一般会計補正予算)
- 12 議案第1号 北海道市町村職員退職手当組合理約の一部を変更することの協議について
(提案理由の説明)
- 13 議案第2号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約の一部を変更することの協議について
(提案理由の説明)
- 14 議案第3号 北海道市町村総合事務組合理約の一部を変更することの協議について
(提案理由の説明)
- 15 議案第4号 町税条例等の一部を改正する条例
(提案理由の説明)
- 16 議案第5号 ニセコ町使用料等徴収に関する条例の一部を改正する条例
(提案理由の説明)
- 17 議案第6号 ニセコこども館設置条例の一部を改正する条例
(提案理由の説明)

- 18 議案第 7号 ニセコ町火葬場設置及び管理条例の一部を改正する条例
(提案理由の説明)
- 19 議案第 8号 平成29年度ニセコ町一般会計補正予算
(提案理由の説明)
- 20 議案第 9号 平成29年度ニセコ町国民健康保険事業特別会計補正予算
(提案理由の説明)
- 21 議案第10号 平成29年度ニセコ町後期高齢者医療特別会計補正予算
(提案理由の説明)
- 22 発議第 2号 オスプレイ飛行訓練の中止等を求める意見書案
(ニセコ町議会議員 三谷典久)
(提案理由の説明)
- 23 発議第 3号 核兵器禁止条約の交渉会議に参加し、条約実現に真剣に努力するよう求める意見書案
(ニセコ町議会議員 三谷典久)
(提案理由の説明)

○出席議員（10名）

1番 木下裕三	2番 浜本和彦
3番 青羽雄士	4番 斉藤うめ子
5番 竹内正貴	6番 三谷典久
7番 篠原正男	8番 新井正治
9番 猪狩一郎	10番 高橋守

○欠席議員（0名）

○出席説明員

町長	片山健也
副町長	林知己
会計管理者	千葉敬貴
総務課長	阿部信幸
総務課参事	黒瀧敏雄
企画環境課長	山本契太
税務課長	芳賀善範
町民生活課長	横山俊幸
保健福祉課長	折内光洋

農 政 課 長

農業委員会事務局長

国営農地再編推進室長

商工観光課長

建設課長

上下水道課長

総務係長

財政係長

代表監査委員

教 育 課 長

学校教育課長

町民学習課長

学校給食センター長

幼児センター長

農業委員会長

福 村 一 広

藤 田 明 彦

前 原 功 治

高 瀬 達 矢

石 山 康 行

桜 井 幸 則

川 埜 満 寿 夫

小 松 弘 幸

菊 地 博

加 藤 紀 孝

佐 藤 寛 樹

高 田 生 二

酒 井 葉 子

荒 木 隆 志

○出席事務局職員

事 務 局 長

書 記

佐 竹 祐 子

中 野 秀 美

開会 午前10時00分

◎開会の宣告

○議長（高橋 守君） ただいまの出席議員は10名です。

定足数に達しておりますので、これより平成29年第4回ニセコ町議会定例会を開催いたします。

◎開議の宣告

○議長（高橋 守君） 直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりです。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（高橋 守君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第124条の規定により、議長において5番、竹内正貴君、6番、三谷典久君を指名いたします。

◎日程第2 会期の決定

○議長（高橋 守君） 日程第2、会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から9月13日までの7日間としたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日から9月13日までの7日間と決しました。

◎日程第3 諸般の報告

○議長（高橋 守君） 日程第3、諸般の報告をします。

地方自治法第121条第1項の規定により、説明のため出席した者は、町長、片山健也君、副町長、林知己君、会計管理者、千葉敬貴君、総務課長、阿部信幸君、総務課参事、黒瀧敏雄君、企画環境課長、山本契太君、税務課長、芳賀善範君、町民生活課長、横山俊幸君、保健福祉課長、折内光洋君、農政課長農業委員会事務局長、福村一広君、国営農地再編推進室長、藤田明彦君、商工観光課長、前原功治君、建設課長、高瀬達矢君、上下水道課長、石山康行君、総務係長、桜井幸則君、財政係長、川埜満寿夫君、代表監査委員、小松弘幸君、教育長、菊地博君、学校教育課長、加藤紀孝君、町民学習課長、佐藤寛樹君、学校給食センター長、高田生二君、幼児センター長、酒井葉子君、農業委員会会長、荒木隆志君、以上の諸君です。

次に、お手元に配付したとおり、監査委員から例月出納検査の結果報告3件と株式会社キラットニセコ及び株式会社ニセコリゾート観光協会における平成28年度の町の財政的支援等に係る事務事業の監査結果報告書、教育委員会より平成28年度ニセコ町教育委員会の活動状況に関する点検・評価報告書を受領しておりますので、報告します。その内容は、別紙のとおりです。

次に、6月定例会以降の議長及び副議長の動静について報告します。その内容は、別紙報告書のとおりです。

以上をもって諸般の報告を終わります。

◎日程第4 行政報告

○議長（高橋 守君） 日程第4、行政報告を行います。

これを許します。

町長、片山健也君。

○町長（片山健也君） おはようございます。第4回ニセコ町議会定例会、よろしく願いをいたします。それでは、第4回ニセコ町議会定例会に当たって、行政報告をさせていただきます。

平成29年9月7日提出。

行政報告書をめくっていただきまして、まず総務課の関係であります、叙勲についてということで、旭日単光章、特別叙勲ということで、故浦野朝吉様に平成29年5月30日ニセコ町議会議員として地方自治の伸展に貢献したということで、叙位をいただいております。年齢は86歳でございました。8月31日ご子息に町長室でこの叙勲の伝達をさせていただいているところでございます。

次、その下、2として、平成29年度普通交付税の算定状況について、基準財政需要額以下記載のとおりであります。交付決定額、臨時財政対策債発行可能額を含めまして18億2,779万9,000円ということで、前年対比6,662万5,000円、3.5%の減となっております。減額となった主な要因は、町税収入が増加したことに伴うものであります。

次、その下、3として、後志町村会の要望活動を6月14日札幌管区气象台において実施しております。これは、近年強風、また集中豪雨等によって局地的な被害が頻発しておるということで、災害の予知を細かくもう少し情報提供していただきたいという要請を行ったものでございます。

次、その下、4として、小規模多機能自治推進ネットワーク会議が開催されておりました、これは総務省や内閣府も支援している仕組みであります、これまでの行政が大規模な市町村役場、市町村等の中で全て行うよりは各自治会等そういった小さな細胞に機能を移していくべきではないかというようなことの具体的な実践及び勉強会等を行っているネットワークでございます。

以下、5として、東京オリンピック、パラリンピックの首長会等を行っております。

次、2ページ目に移っていただきまして、その2ページ目の一番下のほうであります、飛ばしていただいて11、災害時における応急生活物資供給の協力に関する協定というものを7月28日株式会社セブンイレブンジャパン様と締結をさせていただいております。現在セブンイレブンにおいては、住民の皆さんの避難の場所としてもイトインコーナーという皆さんが集まって食事をするコーナーをつくっております、本年日本最大のセブンイレブンが1カ所できましたが、それをさらに大きい、日本で一番大きなセブンイレブンがニセコ町の大橋のところを開業するというので、現在工事が進んでおります。現在こうした災害時応援協定につきましては、陸上自衛隊北部方面対舟艇戦車隊あるいは環境自治体会議加入市町村など大きくは19の組織及びネットワークと現在締結をさせていただいているところでございます。

次、3ページ目めくっていただきまして、12として、ニセコ町役場庁舎建設基本設計プロポーザルについて8月7日役場において実施しております。新庁舎及び防災センターの建設について設計事業者6社から記載のとおり提案をいただき、提案書及びプレゼンテーションの内容について総合的に審査をし、同審査会の合意により最上位のものとして認められたということで決定をしているところでございます。審査委員長は、林副町長で、公募の委員2名を含め8名の委員で審査をしているところでございます。

次に、その下、13番目として、原子力防災対策の取り組み状況、記載のとおり(1)から書いております。この3ページ目の下段であります。7月18日ニセコ町民センターにおいて北電さんのご協力を得てほくでんエネルギーキャラバンを開催させていただいているところでございます。また、4ページ目のところでありますが、8月23日北海道電力の幹部による説明が記載のとおり行われております。現在泊発電所の再稼働に向けて原子力規制委員会から以下の指摘事項がある旨の説明がございました。1つ目としては積丹半島北西沖に活断層があると考えられること、②として地震発生に伴い防潮堤の液状化が予想されること、3番目として津波により防波堤が損壊し、発電所設備の被害が予想されること、以上3点の指摘があり、北海道電力ではこれらの指摘に対応すべく今後対策を講じていきたいということでございます。

その下、(2)として、後志地域外国人観光客災害時対応研修会が7月18日後志総合振興局の主催で行われております。観光地での災害時における対応等について勉強を行って、情報共有を図るという趣旨のものでございます。

その下、(4)として、泊発電所の安全確認協定に関する連絡会を7月19日倶知安町で開催し、現在の取り巻く状況についての報告がありました。

その下、14番目として、国見町ジュニア応援団の視察受け入れということで、8月2日から3日、3日の日は国見町長も来町されて、国見町の特産品のPR等をニセコブュープラザにおいて行っていただいたところでございます。

次、5ページ目をめくっていただきまして、15番目として、全国瞬時警報システム(Jアラート)全国一斉情報伝達訓練の実施ということで、7月5日に実施しております。

次、その中ほどですが、17として、平成29年度自衛隊協力会後志隊区連合会の定期総会が9月4日に倶知安町で開催されております。

その一番下段であります。19として、北朝鮮による弾道ミサイルの発射について、内容につきましてはご承知のとおり8月29日午前5時58分ごろにミサイルが発射されたということで、Jアラートが起動し、本町においても対応しております。直ちに記載のとおり職員が対応し、情報収集等を行ったところでございます。

次、6ページ目であります。20として、職員の採用(8月1日付)、試験日等につきましては記載のとおりでありまして、採用者として長谷部翔馬、総務課に所属しております。澤田円、企画環境課、以上2名を配属したところでございます。

その下、企画環境課の関係であります。後志広域連合の会議状況を記載しております。

その下、2として、ようてい・西いぶり地域広域連携会議が6月28日伊達市において開催されて

おります。会長、副会長におきましては留任ということで、会長に喜茂別町長の菅原町長、副会長に洞爺湖町長、それから真狩村長が選任をされたところであります。

次、ページをめくっていただきまして、7ページ目ではありますが、ようてい・西いぶり合同企業説明会、先ほどの広域行政の推進の中で行われたものであります。広域自治体から約50社が参加し、求職者向けの説明会を行ったところをごさいます。ニセコ町からはニセコビレッジ様が参加をしているところをごさいます。

その下、中ほど4として、交流・人材育成事業ということで、ニセコ高校、ニセコ中学校の職場受け入れをそれぞれ行ったところであります。

その下、(3)として、北海道銀行との包括連携協定による人材派遣についてということで、平成28年10月25日に締結させていただいた連携協定により、北海道銀行より職員の派遣を受けております。派遣を受けている方は、坂口秀之さん、期間につきましては平成29年7月1日から2年間ということで、現在企画環境課広報広聴係長として勤務をいただいているところをごさいます。この坂口さんにおかれましては、札幌市派遣のときに平成19年から21年まで2年間北京事務所に滞在をし、国際感覚あるいは地域振興に対してすぐれた識見をお持ちになっているというふうの説明を受けてございます。

その下、まちづくり委員会について、8月21日まちづくりサポート事業あるいはふるさと寄附の活用について意見交換をさせていただいているところをごさいます。

次、8ページ目ではありますが、6として、小中学生まちづくり委員会、記載のとおり開催しております。

その下、7として、国際交流事業の実施状況ということで、国際交流員、C I Rと通常言っておりますが、委嘱させていただいており、ミッチェル・レンジさん、アメリカからお越しいただいて、現在商工観光課で勤務をいただいているところでもあります。任用期間につきましては記載のとおりとなっております。

以下、国際交流のさまざまな活動を行っておりますが、一番下で絵本の多言語読み聞かせということで、先般お母さん方を中心に、8月27日ニセコキッズフェスティバルという大変立派な催しをお母さん方で開催をいただいております。ここへの協力等も行っているところをごさいます。

次、9ページ目をめくっていただきまして、(3)として、J I C A視察の受け入れということで、7月18、19日にコートジボワールの国の省庁の職員あるいは自治体のトップがニセコ町に来町し、研修をしていただいたところであります。

その下、8として、J E T R O ・羊蹄輸出機構協議会についてということで、以下7月5日の食品分野のマーケティング講座、8月3日にはニセコの中央倉庫群において商談準備セミナーが開催されたところであります。

その下、9として、世界一安全なスキー場を目指すI C T利活用推進協議会について、8月17日倶知安町で開催をされたところをごさいます。

その下、10として、第22回、平成29年としては第1回目となりますが、環境審議会が7月4日開催をされております。平成28年度の環境関連事業の報告、29年度、これら環境関連事業の計画や地

熱理解促進事業、エネルギー構造高度化・転換理解促進事業ほか環境行政全般について意見交換をさせていただいているところでございます。

次、10ページ目であります、11として、エコナイトカフェ、これは北海道環境財団との共催事業ということで、7月22日ニセコ中央倉庫群の旧でん粉工場で開催をされたところであります。

12として、水生昆虫観察会を以下記載のとおり1回目、2回目とそれぞれ後志総合振興局等の支援も得て開催をしたところでございます。

その下、13として、札幌藻岩高校の宿泊研修受け入れということで、リゾート観光協会が中心となって、記載のとおり開催をしております。

近年その下の14として、ニセコ高校環境学習エコツアーガイド実習支援ということで、ニセコ高校の生徒さんがニセコ比羅夫地区に滞在している学生さんをガイドをするという試みであったり、このニセコ町の環境政策、環境モデル都市についての研修というのが多くふえているというような状況になってございます。

次、めくっていただきまして、11ページ目であります、15として、地方創生実践塾 in ニセコということで、一般財団法人地域活性化センターの主催事業で、9月2日から3日、遠くは鹿児島県を含めて全国から53名の皆さんが参加をし、ニセコ町でニセコワイナリーを開業している本間泰則さん、NACのロス・フィンドレーさんの講演やニセコワイナリーの現地見学あるいは交流会等を行っているところであります。

また、この間あわせてその下に16として記載しておりますが、私どもも毎年のようにいろんな応援をいただいている全国市町村振興協会の補助金あるいは助成金の決定をする審査委員会の委員の皆様がニセコ町を訪れ、ニセコ町内の視察や、あるいは15番で申し上げました地域活性化センターの事業の内容を見学をするということで来町されているところでございます。

その下、18番目、一番下であります、地熱開発理解促進関連事業ということで、第1回ニセコ・蘭越地区地熱資源利活用協議会が7月10日ニセコ町民センターにて開催をされているところであります。今後とも各関係省庁や蘭越町との連携のもと、地熱利用につきましては町としても精いっぱい協力をしてまいりたいというふうに考えているところでございます。

次、12ページ目であります、19として、ニセコ町エネルギー構造高度化・転換理解促進事業について、これにつきましては環境モデル都市アクションプランの遂行とともに、構想段階にある観光との連携や交通の低炭素化を含めた行動計画作成のため、公共施設への再エネ設備導入、観光分野への再エネと、再エネというのは再生エネルギーのことではありますが、自然再生可能エネルギーの推進につきましてエネルギーの地産地消、草の根的な取り組みに向けた調査検討事業、これらもあわせて勉強会を行うという事業であります。7月19日プロポーザルにより業者選定が行われております。事業費につきましては、1,999万6,000円で、補助率は10分の10ということで、経済産業省の支援を受けて実施するものでございます。

その下、20として、北海道経済産業局感謝状贈呈式ということで、7月11日ニセコ中央倉庫群旧でん粉工場におきまして北海道経済産業局長が来町され、NPO法人倉庫邑理事長、松田裕子氏に対し環境エネルギー等への協力ということについて感謝状の贈呈が行われたところでございます。

その下、21、本気の移住相談会2017への出展ということで、6月24日東京都において行っているところでございます。

以下、22として、ニセコ倉庫邑2017の開催ということで、7月15日来訪者約1,000名が来訪された中で開催されております。

また、23番目として、第161回まちづくり町民講座、8月31日ニセコ町民センターにおいて、講師は東先生をお迎えして開催したところでございます。

次、ページめくっていただきまして、13ページ目でございますが、24として、集落支援員の委嘱ということで、本年8月新たに集落支援員1人を委嘱し、NPO法人ニセコ倉庫邑に配属させていただいたところでございます。氏名は野口さつきさん、NPO法人ニセコ倉庫邑で集落支援員としての活動を行っていただくということにしております。

以下、25として、コミュニティFMの実施事業、記載のとおりでございます。

また、一番下であります。27番目として、平成29年度のデマンドバスの運行状況、記載のとおりとなっております。

次に、14ページ目であります。28として、ふるさとづくり寄附金の状況ということで、寄附総額は3,361万2,000円、基金残高が現在2,713万2,000円となっております。

その下、29として、役場庁舎など10施設への新電力の導入状況について、記載のとおりでありまして、導入前比較といたしましては使用量は若干伸びておりますが、料金につきましては3.6%減、CO₂、二酸化炭素排出量につきましては31トンの減少、それから削減率は14%となっております。

その下、30として、ニセコ中央倉庫群の利用状況ということで、4月から7月まで合計126件、3,990人の方にご利用をいただいているところでございます。

次、15ページ目めくっていただきまして、31として、行政視察の受け入れ状況ということで、これまで29年度におきましては4月から8月までの間で326人、25団体の方に記載のとおりご視察をいただいているところでございます。

次、16ページ目をごらんいただきたいと思っております。税務課の関係でございます。町税の収納状況について平成29年8月末現在の状況を記載をしております。それぞれ順調に納税が行われている状況だというふうに思っております。

その下、2として、国民健康保険税軽減判定所得の算定誤りによる追加徴収及び還付について、内容でございますが、国の後期高齢者医療保険料徴収の算定システムの設計不備の問題を受け調査した結果、国民健康保険税軽減判定所得算出に錯誤があったため、追加徴収及び還付が発生したものでございまして、記載のとおり追加徴収合計5世帯17万7,700円、還付につきましては合計6世帯、14万2,800円、還付加算金2,000円ということで、詳細については補正予算の案件の中でご説明させていただきたいと思っております。

次、17ページ目をめくっていただきまして、3として、固定資産税口座振替納税通知書の発付年月日の記載誤りということで、内容につきましては平成29年度固定資産税の口座振替納税通知書の発付年月日について平成29年5月10日と記載すべき発付年月日を誤って平成28年5月10日と記載し

て送付してしまっておりました。町ホームページ及び行政推進員回覧文書にておわび文を掲載させていただいたところでございます。大変申しわけなく、今後こうした誤りがないよう、こうした日付等も含めたチェックの徹底を図ってまいりたいと思います。大変申しわけありませんでした。

その下、町民生活課の関係であります、1として、平成29年度ニセコ町民センターの利用状況、記載のとおり前年比較で書いてございます。

また、2として、住民基本台帳ネットワークの運用状況も記載のとおりとなっております。

その下、3番目、一般廃棄物の処理状況等について、ごみ収集量の実績、あるいはごみの埋め立て量の実績について記載させていただいたところでございます。

次、4番目として、交通安全運動の推進についてということで、記載のとおり交通安全運動あるいは事業所訪問等を実施しております。

また、(3)として、交通安全施設(一時停止標識)の設置につきまして、8月17日札幌方面の倶知安警察署署長に対して町道西山滝台連絡線と町道北台道路の交差部1基及び町道北台道路と町道一号線の交差部に1基、一時停止標識2基設置の要望を行ってきたところでございます。当面は、簡易型のものを町で設置をして対応してまいる所存でございます。

次に、5として、防犯対策につきまして、それぞれ実施をしたところであります。

また、6として、北方領土の復帰同盟の地方支部の総会が6月30日記載のとおり開催をされております。

次、19ページ目をめくっていただきまして、7として、無料法律相談会の開催ということで、6月から8月まで月2回、合計6回の開催を行っております。札幌弁護士会地域司法対策委員会の主催で実施されているものでございます。

また、8として、定例行政相談が6月16日、8月17日それぞれニセコ町民センターで実施をされております。

9として、人権啓発活動、人権教室を7月8日、ニセコ子ども館で開催をしております。

また、10として、ニセコ町衛生組合連合会臨時総会が7月31日に開催をされております。会長には、本通8の片岡一彦さんが会長に就任し、今後衛生組合連合会の運営をしていくということになってございます。

その下、11として、野犬掃討実施、記載のとおり行っております。

その下、12番目として、食中毒警報の発令状況ということで、町の公式ホームページ及びラジオニセコの放送により周知をしておりますが、7月7日から8月25日までの間、延べ19日間食中毒警報が発令をされている状況になっております。

次、20ページ目をごらんいただきたいと思います。保健福祉課の関係であります。1として、ニセコ町戦没者追悼式が7月20日ニセコ町民センターで56名の皆さんの参加を得て開催をさせていただいたところでございます。

その下、2として、ニセコハイツ等の入居者状況ということで、ニセコハイツ、グループホームきら里について、記載のとおり満床状況となっている状況であります。

次、3として、ニセコ子ども館の利用状況として、ニセコ小学校、インターナショナルスクール

からそれぞれ63人の皆さんが利用いただいている状況でございます。

次、その下、4として、地域医療確保対策の取り組み状況ということで、(1)、倶知安厚生病院後援会総会及び交流会の開催が7月7日倶知安厚生病院で開催されたところであります。

また、(2)として、後志地域医療人育成協議会の総会が7月25日、これも倶知安町で開催をされております。

次、21ページ目をおめくりいただきたいというふうに思います。(3)として、倶知安厚生病院医療機能検討協議会の総会が7月31日倶知安町で開催をされ、倶知安厚生病院の今後の強化について意見交換がなされたところでございます。

その下、5、6として、あわせて北海道の民生委員制度創設100周年記念事業、それから全国の民生委員創設100周年事業、それぞれ開催をされており、民生委員の高屋会長、若山副会長さんが出席をいただいているところであります。全国大会におきましては、天皇皇后両陛下も参列されて全国表彰等行われたというところでございます。

その下、7として、社会福祉委員会議の開催ということで、8月22日、平成29年度の就学援助認定あるいは高齢者宅の除雪についての審議が行われたところでございます。

その下、8として、臨時福祉給付金、これは経済対策分でございますが、7月18日から8月31日まで追加の事業として実施しており、これまで26件41名の方が申請をされている状況になってございます。

次、22ページ目をごらんいただきたいと思います。9として、4カ町村遠隔健康相談支援事業、第1回教育講演会が8月25日積丹町で開催をされており、ニセコ町から8名の皆さんが参加をされております。

その下、10として、各種健康診査の実施状況ということで、(1)として、エキノコックス駆除作業が、ベイト作成作業、それからベイト散布がそれぞれ町内一円で行われておりまして、これにつきましてはボランティアの皆様のご尽力によりエキノコックス駆除作業が行われており、ボランティアの皆様には心から感謝を申し上げる次第でございます。

以下、乳幼児健診、虫歯検診、対がん検診、5歳児健診、女性の検診、そして23ページ目をめくっていただきますと乳幼児等のさまざまな健康相談や健康運動が行われているところであります。

中ほどに(10)として、健康運動教室が8月15日から11月まで計8回を予定して現在進んでいるところでございます。

それから、以下1歳6カ月児、3歳児の健康診断ですとか、24ページ目におきましては精神障害をお持ちの方の交流会を記載のとおり開催をさせていただいたところでございます。

また、中ほど12として、平成29年度地域包括支援センターの運営状況ということで、総合相談業務につきましては介護相談40件、関係機関連絡調整41件、訪問件数373件というふうになっており、その下、(2)として、地域ケア会議、サービス調整が記載のとおり開催されたところであります。

(3)として、介護予防事業であります。元気づくりモデル地区支援事業として中央元気かい、中央コミュニティセンターで7月13日、15人の方の参加を見て実施しております。また、高齢者の声かけ支援につきましては40人の登録をいただいております。訪問回数は現在8月10日まで307回という

ふうになっております。

その下、(4)として、家族介護交流会を開催し、(5)として、介護予防プランの作成ということで、42名の方にご利用いただき、作成件数は189件というふうになってございます。

また、次のページをめくっていただきまして、25ページ目でございますが、(7)として、救急情報キット配布事業、これにつきましては60歳以上のひとり暮らしの高齢者、61歳以上の高齢者世帯に配布しておりますが、現在配布数は295件となっております。

次、農政課の関係であります、1として、町内の主要農作物の生育状況、これは後志農業改良普及センターの8月15日現在の調べによるものであります、記載のとおり水稻、大豆、小豆、バレイショ、秋まき小麦、それぞれ平年並みというような状況と報告を受けてございます。

次に、26ページ目であります、新たな農業委員の任命ということで、7月20日記載のとおりとなっております。

3として、所得安定対策に係る現地調査の実施ということで、7月25日記載のとおり開催をされているところであります。

また、4として、ニセコ小学校田植え体験が6月14日ニセコ小学校5年生の児童ということで、字ニセコの三浦さんのご協力を得て、米ができるまでの期間、現地体験を3回行うということになってございます。

5として、蔵人衆・酒造り体験会の開催を8月20日田中酒造さんのご協力を得て開催をしているところでございます。

また、6として、ニセコ町家畜共進会を7月21日開催をしております。

7として、町営牧場の運営状況、記載のとおり入牧、5月17日の入牧におきましては52頭ということで、以下記載のとおりでありまして、退牧につきましては10月中旬を予定しているところでございます。

その下、8として、後志乳牛共進会、全道共進会の出陳ということで、記載のとおり8月25日開催をしているところでございます。

次、27ページ目でございますが、9として、明暗渠掘削特別対策事業の実施状況、記載のとおりとなっております、これまで14件、47万2,000円の実績となっております。

次、その下、10として、農業用水路等補修事業の実施状況ということで、経費の2分の1を助成するというものであります、1件の実績、補助金額が61万5,000円というふうになっております。

また、その下の農地等災害復旧単独事業の実施状況ということで、1件の実績で10万7,000円の補助を行っているところでございます。

その下、国営農地再編推進室の関係であります、1として、北海道土地改良事業団体連合会農業農村整備推進委員会の開催ということで、6月20日札幌市で開催をされております。本年から私もこの委員として参加をさせていただいているところであります。引き続き国営農地整備事業の予算獲得に努力をしまいたいと考えております。

その下、農業農村整備への集いということで、それぞれ記載のとおり要請活動を行っているところであります。

その下、(3)として、国営農地再編整備事業のニセコ地区の連携会議幹事会を7月6日開催をさせていただき、28ページ目に至りますが、4として、7月25日に促進期成会の役員会を開催させていただいたところでもあります。

また、5として、北海道国営農地再編整備事業推進連絡協議会総会、8月9日開催され、業務の都合で林副町長が出席しているところでもあります。

次、6番目として、29年度水土里ネット北海道の臨時総会を記載のとおり開催をさせていただいているところがございます。

この28ページ目の中ほどから下であります。次、商工観光課の関係であります。北海道観光振興機構の総会等、記載のとおり開催をされ、3として、国民保養温泉地協議会の開会ということで、7月14日山口県で開催をされており、役員改選では会長に大西長門市長、そして副会長にニセコ町長ということで私が就任をさせていただいているところでもあります。環境省を含めて今後温泉地のPRをもっとインバウンドを含め強力に行うということで合意を得ているところがございます。

次、29ページ目ではありますが、4として、バックカントリー事故防止等に関する検討会の開催ということで、7月26日北海道庁においてスキー場での事故防止についての関係機関等の意見交換がなされているところでもあります。

その下、北海道地区の道の駅の連絡会の総会が開催されております。

次、その下、6ではありますが、ニセコ観光圏協議会の開催ということで、8月1日蘭越町のふれあいプラザ21におきまして、現在元JT Bにおられ、立教大学から大正大学に移られた清水慎一先生をファシリテーターとして3町の首長がそれぞれ語り合うということで、会場の皆さんとも意見交換をさせていただいたところでもあります。

その下、ニセコ観光圏の担当者会議、それぞれ記載のとおり開催をされております。

次、30ページ目ではありますが、一番上、7として、ニセコ観光局推進協議会ということで、倶知安町の西江町長が会長を務めている協議会ではありますが、目的税、主には宿泊税についての視察を担当者において7月5日から6日まで、京都市、大阪府庁において行ったところでありまして、ニセコ町から記載の3名、倶知安町から5名の職員がそれぞれ参加をし、調査を行っているところがございます。

その下、8として、観光客誘致のための観光プロモーションの実施ということで、札幌大通のピアガーデンでのプロモーションを記載のとおり倶知安、蘭越と連携して実施しているところでもあります。

その下、9として、株式会社キラットニセコの株主総会、10として、株式会社ニセコリゾート観光協会の株主総会、それぞれ記載のとおり開催されております。

また、11として、ニセコリゾート観光協会の取締役等、記載のとおり取締役会議が開催をされているところがございます。

次、めくっていただきまして31ページ目でございますが、12として、一番上、イベントの開催ということで、それぞれ各イベントについて記載をしております。JAFによる全日本ラリー選手権が宇宮田の林道、洞爺湖周辺等で行われております。それから、ニセコ羊蹄山一周ファンライド、

それから比羅夫を中心としたニセコクラシック、それからニセコアンヌプリスキー場をメインとしてニセコスターフェスをそれぞれ記載のとおり開催をし、あるいは先進地等の視察を行ってきたところでもあります。

また、32ページ目ではありますが、北海道トライアスロンが初めて開催をされており、今後とも毎年開催という方向で調整がなされているところでもあります。

その下、13として、ニセコ山系湖沼探勝コースの整備、観光資源調査が6月29日、記載のとおりニセコ山系観光連絡協議会の主催で開催をされています。

また、あわせて14として、ニセコ山系の観光連絡協議会によるクリーン作戦が6月30日開催をされているところでもあります。

また、15として、第37回小さなふるさとづくり「七夕の夕べ」花火大会が記載のとおり実行委員会の皆さんの大変なご努力によりまして、今ニセコ町の一大イベントとなって成長しているというものが8月5日約4,000人の皆さんの参加を得て、ニセコ町運動公園を中心として開催をされたところでございます。

次、33ページ目をめくっていただきまして、16として、平成29年度のニセコ町の駅前の羅乃湯の入館状況、4月から7月まで記載のとおりとなっております。

次、17番目ではありますが、にぎわいづくり起業者等サポート事業の実施状況ということで、それぞれ記載のとおり実施されているところでもあります。

その下、18として、ようてい地域消費生活相談窓口の運営状況、それぞれ記載のとおり対応、消費生活の推進に努めているというような状況でございます。

次、34ページ目、建設課の関係ではありますが、ニセコ町営住宅入居者選考委員会の開催、それぞれ6月22日、8月22日、委員さんのご努力により開催をいただいているところでありまして、その下、2として、国土利用計画法に基づく土地取引の状況ということで、8件、総面積が19.8ヘクタール、海外の皆さんの申請というものにつきましては3件の7.8ヘクタールということになっておりまして、現在住所地が海外である土地所有者につきましては、197.13平方キロメートルニセコ町面積ありますが、この197.13平方キロメートルのうち1.29平方キロメートルとなっております、外国人のいわゆる所有地という割合は0.65%となっているというような状況でございます。

次、景観条例に基づく協議状況、3として記載をされておりまして、6月から8月まで開発事業としては4件、屋外広告物としては1件という状況になって、条例上に基づいて取り扱いをしているところでもあります。

また、4として、建設課の職員によって8月5日ちびっこ広場、農村公園でバッテリーカーの運行を行っております。利用者は40人ということで、大変子どもたちも喜んだ笑顔が印象的でありました。

35ページ目ではありますが、5番目として、西富地区（瑞穂の沢川）における災害ということで、6月22日の午前8時ごろ、瑞穂の沢川上流部、被害地より600メートルほど上流において長年にわたるため池状態となっていたことが推測、これは航空写真の古い写真を見るとそういうことが原因であろうというふうに思っておりますが、このため池の、結果的にはため池になってしまった一部が

決壊し、水が下流部にかなりの勢いで流れたというような状況でありまして、水田への流木や土砂の流入が135アールほど、畑、カボチャとして利用されていたところの表土流出が30アールほどあると。また、近くにあった家の農業施設の倉庫2棟及びビニールハウス2棟が浸水、あるいは道道を含めた道路への冠水、それから町道の擁壁の破損等というものが見られておりまして、一部においては復旧工事を行っておりますが、大きな経費かかるものにつきましては現在北海道等協議を行っておりますが、財源確保に努めて、次年度に実施をしまいたいという予定となっております。

次、36ページ目でございますが、上下水道課の関係であります。第1回目となるニセコ町水道審議会を9月1日開催をさせていただいたところであります。今後水道ビジョン等に基づきまして、ニセコ町の水道使用料の現状と課題及び見直し、将来の水道事業運営体制の検討等を行って、ニセコ町の水道が将来に持続するように計画をつくってまいりたいと考えております。委員長には北海道大学の松井先生が、それから副委員長については札幌大学の宇野先生がそれぞれご就任をいただいております。

その下、2として、宮田地区里見の配水管漏水事故が7月6日午前10時45分に発生いたしました。配水管更新工事区間において、水道管理設箇所掘削中、その土圧、土の圧力が減ったことも原因ではないかと思われませんが、経年劣化により相当強度が落ち込んでいた水道管が水圧によって耐えられなくなって亀裂が生じ、漏水が発生したものであるというふうに思われます。これにつきましては、記載のとおり被害状況を把握して対応を講じております。結果的には、ポリタンク1件のみとなりましたが、配布をさせていただいて、復旧に努めたところでございます。

また、その下、3として、近藤地区配水管漏水事故が8月3日午前11時40分に発生しております。内容につきましては、記載のとおりでございますが、特定箇所の調査にかなり広範囲によって時間を要しまして、午後2時15分ごろに道道岩内洞爺線と町道真狩旧国道の交差点、近藤小学校の向かい側でございますが、硬質塩化ビニール管に約1メートルの亀裂が生じ、漏水が発生しております。これらにおいて対応したところであります。影響を受けた世帯は110世帯ほどあり、ポリタンクによる配布7件、消防タンク車による給水等を行ったところであります。こうした老朽化した配水管の更新等につきましても、また鋭意取り組んで更新してまいりたいと考えております。

次の37ページ目をおめぐりいただきたいと思っております。中ほど、農業委員会の関係でございますが、農業委員の改選ということで、農業委員会におきまして記載のとおり各委員が就任いただいておりますが、会長に荒木隆志様、会長職務代理者に松田修身様がそれぞれ就任をいただいております。任期につきましては、平成29年7月20日から3年間となっております。

以下、羊蹄山麓地区農業委員会の臨時総会あるいは後志の農業委員会の連合会の臨時総会、記載のとおり開催されております。

次、38ページ目でございますが、5として、上段のほうでございますが、2017グリーンパートナー交流会 in ニセコの開催ということで、8月5日から6日、ニセコ町内で記載のとおり開催をさせていただいたところであります。

それと、6として、羊蹄の山麓地区農業委員会協議会研修会が8月18日開催をされており、あわせて新任農業委員の研修会も行われているところであります。

それから、その下、消防組合ニセコ支署の関係であります、平成29年度羊蹄山ろく消防組合ニセコ支署並びにニセコ消防団の消防演習が6月23日ニセコ支署前を中心として開催をさせていただいているところでございます。

また、ページめくっていただきまして、中ほどであります、5として、婦人防火クラブの研修視察を7月15日開催をしたところであります。

また、その下、7として、ニセコ、真狩消防団の合同訓練を7月28日近藤地区において合同の消火訓練ということで開催をさせていただいているところでございます。

次、以下消防の会議、各種記載のとおりとなっております。

次、40ページ目をごらんいただきたいと思っております。上段であります、10として、ニセコ町少年少女消防クラブの学習会がそれぞれ6月17日、8月19日開催をされているところであります。

その下、11として、災害出動の状況であります、山岳救助、それから交通事故への対応、それからドクターヘリへの支援、それから山林等での迷ったりした捜索活動及び41ページ目になりますが、火災出動、それから中ほど10としては危険物の排除ということで、乗用車からオイル漏れが発生したということで、これらの対応ですとか、それぞれ記載のとおり出動をし、対応をさせていただいているところであります。

次、42ページ目であります、ニセコ救急の6月から8月までの出動状況を昨年比較で記載をさせていただいております。6月が20件、7月は46件、8月39件ということで、大変多い出動件数となっているところであります。

また、43ページ目以降、建設工事の執行状況、委託業務の執行状況等記載させていただいておりますので、後ほどお目通しいただければありがたいと思っております。

以上で第4回ニセコ町議会定例会に当たっての行政報告とさせていただきます。どうぞよろしくお願いをいたします。

○議長（高橋 守君） 次に、教育長、菊地博君。

○教育長（菊地 博君） 平成29年9月7日提出、ニセコ町教育委員会教育長、菊地博。

それでは、お手元の資料1ページをお開きください。大きな1として、教育委員会の活動を記載しております。（1）の教育委員会議ですが、7月21日に第5回定例会、8月10日に第6回臨時会を開催しております。会議の内容は、記載のとおりでございますが、8月臨時会の折には札幌冬季オリンピック、パラリンピック招致活動の現況について説明を行っているところでございます。

次に、（2）の視察・研修につきまして、①、教育行政トップリーダーセミナーということで、これは兵庫教育大学が主催するところであり、6月に2日間参加をしまして、文科省の行政説明、その他今日の教育改革への適切な対応のあり方などについて研修を積んでまいりました。

②であります、7月4日から6日までの3日間、教育委員により長野県白馬村を訪問しております。これは、ニセコ高校の今後のあり方を考える上で教育委員としての見識を深めることを目的に、自然や観光など本町と環境が共通している白馬村において、白馬高校の国際観光学科の取り組み、村としての支援、地域おこし協力隊を活用した公営塾の状況や生徒募集を全国に広げた寄

宿舍の運営等について視察をしてまいりました。

2 ページに移りまして、③に7月11日に開催された北海道市町村教育委員研修会に参加しております。内容は、中央児童相談所長の阿部康子氏による子どもと家庭相談の現状と課題についての講話、文科省国際教育課長の小幡泰弘氏による英語教育改革の動向についての行政説明、そして夕張市、白老町、広尾町の3市町の教育長による事例発表などがございます。

続いて、(3)になりますけれども、教育委員とニセコ高等学校の教職員との懇談会を開催しております。これは、先ほど報告いたしました長野県白馬高等学校の視察成果を踏まえ、ニセコ高校の振興について意見交換を行うことを目的に教育委員と高校の教職員など全体で10名による懇談会でございます。約2時間懇談を行いまして、その中では中学校との密接な連携を保ち、ニセコ高校の魅力が中学生に見える形で示すこと、小中高を通したキャリア教育や英語教育の充実、そしてコミュニティ・スクールによる地域住民の一層の協力体制などが話題の中心になっておりました。特に農業教育においても観光教育においても英語力の強化というあたりが必要不可欠だということが共有され、今後のニセコ高校魅力化の軸になると考えてございます。さらに、今後学校現場との意見交換を重ね、具体的な方向性を定め、学校振興の方策を示してまいりたいと考えております。

続いて、(4)、教育委員会活動状況の点検・評価について、8月21日に外部評価委員会を開催し、28年度教育委員会の活動状況の報告及び所管ごとの事務事業についての説明の後、外部評価委員より意見及び評価をいただいております。各事業一つ一つへの評価、意見や助言につきましては、報告書にまとめ、本日提出させていただきましたので、後ほどごらんいただきたいと思います。今回の評価結果を踏まえ、今後の事務事業の改善に努めてまいります。

次に、(5)、ニセコ町教育振興基本計画の見直しの状況について、平成24年度に策定をし、25年度から取り組みを始めたニセコ町教育振興基本計画について、今年度が前期5年の最終年度であることから、前期施策の実績評価を行っております。また、それとともに後期施策について策定を始め、方向性について整理を行っております。これらにつきましては、教育委員会のホームページに掲載してございますので、ごらんいただきたいと思います。

続いて、3 ページをお開きいただきまして、大きな2となります学校教育の推進についてです。

(1)、学校運営につきまして、参観日等各学校の行事について記載をしております。

下段のほうへ参りまして、⑤、中体連の全道大会の状況につきまして、今年度は卓球の女子団体及び個人、バドミントンの女子個人に出場をしております。結果はそれぞれ予選リーグ及び1回戦で敗退しましたがけれども、特に卓球は全員が2年生ということもあり、貴重な経験を積んできたものと思います。

4 ページに移りまして、児童生徒の各種体験について、⑥として、中学校3年生の町内10カ所での職場体験学習、⑦に小学生の農業体験や中学生の情報安全学習、町のC I R との国際交流について記載をしております。また、ことし制定された道みんなの日にちなんで、ニセコ小の4年生において町にとってゆかりのある有島武郎の相互扶助について学ぶ学習を行っております。

下段のほうになりますけれども、(2)、平成30年度使用小学校用教科用図書、これは道徳の採択手続について記載をしております。来年度使用予定の教科書の見本本展示会を6月21日から2

週間あそぶつくで開催し、5ページのほうに移りますけれども、②として、第4地区採択協議会の開催、そして③のとおり採択が決定しております。これは、学習指導要領の改訂に伴い、道徳が教科になり、来年度から小学校、中学校は再来年度において教科書を使用しながら道徳の授業を進め、学習評価も行うということになるものです。

次に、(3)、児童生徒の状況として、①に8月1日現在の在籍一覧を記載しております。

続いて、6ページに移りまして、中段の(5)、学校安全につきまして、町内小学5年生を対象とした防犯模擬訓練、子ども110番の家を町内商店の協力を得て7月12日に実施しております。不審者により子どもが被害に遭う事案が多発しており、昨年度は町内においても声かけ事案が発生しているという状況ですので、自分の身を守る訓練として毎年実施しているところでございます。

続いて、(6)、子ども議会について、今年度も昨年同様になりますが、小学生6名による懇談会形式として8月7日に実施をいたしました。子ども議員からは、町長及び副町長、そして教育長への質問及び意見交換を行い、その主なものとしましてはガードレールや信号の設置、禁煙の取り組み、迷い犬や猫の保護、スキー場でのマナー、プールやサッカー場の整備、ニセコの歴史コーナー設置の提案が出され、最後に町の活性化をテーマに全員で討議を行いました。ここで出された意見等を今後は事後活動としてさらに調査や取材を行い、まちづくり活動の一環として取り組んでまいりたいと思います。

次に、7ページをお開きいただきまして、(7)のニセコスタイルの教育の実施状況として、コミュニティ・スクール事業の取り組みについて、まず①として、6月には20名の委員を委嘱しておりますが、今年度初めて加わった委員も多いため、7月28日に委員による学習会を開催しております。

また、③には、第2回目のコミュニティ・スクール委員会を8月28日に開催しております。この2つの会議でコミュニティ・スクール委員による意見交換や熟議等を通して、ニセコ町が目指す子ども像、そのための目標設定などを話し合っております。各学校には教育目標というのがありますが、本町では幼児センターから高校まで一体型のコミュニティ・スクールを導入し、今年度より開始したところです。そこで、各学校共通の教育目標を保護者や住民の方が入った中で協議しております。まだまだ疑問点、いろんな意見が出されている状況ですので、もう少し議論を重ね、さらには児童生徒や保護者へのアンケートにも取り組みながら目標を定めてまいります。また、年内には町民を対象とした研修会を開催し、地域住民や保護者の役割などについても話し合う予定です。それらを踏まえて本町のコミュニティ・スクールが目指す姿をニセコ版アクションプランとして策定してまいりたいと考えております。

続いて、(8)、幼児センター関係につきまして、②に健康安全として、フッ化物洗口の状況を記載しております。現在5歳児16名、4歳児15名が実施しております。5月より水うがいの練習をしてきた4歳児は、6月より本実施を始めております。

以下、幼児センター及び子育て支援センターにつきましては、10ページ中段まで記載のとおりでございます。

10ページまで進んでいただきまして、中ほどに(9)、ニセコ高等学校関係につきまして、①か

らそれぞれ行われている事業等が載ってございますが、11ページまで開いていただきまして、7月にはアメリカ人高校生10名との交流会、それから福島県教育庁及び飯舘村教育委員会による学校視察を受け入れております。

また、⑦として、生徒募集に向けた活動で、7月22日に町外の中学生を対象に一日体験入学を実施しております。管内6町村から29名、その他道内から5名の計34名が参加し、農業や観光の体験学習を行いました。実施後にアンケートをとりまして、34名のうちニセコ高校を受験したいと回答した生徒が7割ございました。大変成果が見られた体験入学になりました。今後も引き続き募集に向けた働きかけを強めたいと考えております。また、ニセコ中学校生向けには例年どおり全員を対象にした体験入学を10月に実施する予定でございます。

次に、⑧として、各種大会の参加状況について、定時制通信制の体育大会について記載をしておりますが、今年度は卓球男子個人において2年生の竹ヶ原君が全道第3位に入り、8月1日から東京駒沢体育館で開催された全国大会に出場いたしました。約200名の参加選手でありまして、これを2つのブロックに分け、竹ヶ原君は2試合を勝ち抜き、そのブロックではベスト16まであと一歩という3回戦まで進出をいたしました。ここで敗退しましたが、来年に向け貴重な体験だったと思います。

12ページに移りまして、農業クラブの関係ですが、先日新聞にも報道されましたけれども、この丸の3つ目になりますが、全道意見発表大会におきまして3年生の齊藤未空さんがヒューマンサービスという区分で最優秀賞を獲得、またその次の丸ですけれども、南北海道技術競技大会の農業鑑定部門で3年生の沼沢りなこさんが最優秀、沼沢さんは全道の部でもトップということで、齊藤さん、沼沢さん、2人とも1年生のころからそれぞれのこの大会に出場し、最終学年で見事に全道の最高位に輝きました。日ごろからの学校の熱心な指導と本人たちの努力の積み重ねがこのような大きな成果としてあらわれたと考えております。なお、2人とも全国大会への出場権を得たところではありますが、沼沢さんにつきましては進路の関係で全国大会は欠場と。優秀賞に入りました2年生の松下さん、平畑さん、そして齊藤さんが全国大会出場ということで、10月に岡山県で開催される全国農業クラブの大会に出場いたします。

次に、13ページに進んでいただきまして、(10)、学校給食センター関係ということで、第1回給食運営委員会を開いております。昨年度の運営状況並びに今年度の予算あるいは計画等について審議をしております。なお、ご心配をかけております栄養教諭についてですが、道教委の任用で10月1日より臨時教諭が配置されることになりました。引き続き安全、安心な給食提供に努めるとともに、児童生徒の食育指導の充実を図りたいと考えております。

(11)に学校施設の破損被害に係る対応経過につきまして報告をいたします。6月の議会の折に報告いたしましたが、ニセコ高校において投石等による生徒玄関等5カ所、ガラス7枚が破損するという被害がありました。その後、加害当事者が判明し、学校において当事者より謝罪を受けるとともに、8月16日に費用弁償(修繕費相当額34万8,624円)を受領し、町において損害賠償金として収入いたしました。これにつきましては、別途歳入予算として補正予算を計上いたします。

次に、大きな3、社会教育・社会体育の推進についてです。(1)の社会教育活動につきまして、

②に寿大学の活動を記載しております。6月には、合同の研修旅行、38名により倶知安、札幌方面で実施しております。特にことしは札幌で開催されておりました木下サーカスも見学をして、大変好評だったようでございます。

また、14ページに移りまして、7月にはファイターズベースボールアカデミーコーチとの交流、そして8月には合同運動会の開催ということで、運動会には3地区78名の学生が参加をいたしまして、非常に各種目接戦で、最終種目で優勝が決まったということで、南西チームが昨年につき2連覇を果たしております。

続いて、③のエアウオーク、④、翼セミナー、⑤、洋上セミナーの受け入れということで、予定どおりに実施することができております。

15ページをお開きいただきまして、(2)、文化・図書活動ということで、有島記念館の各種事業を記載しております。まず、①の展示事業につきまして、記載の河野健展及びしりべしミュージアムロード共同展については現在も開催中でございます。

②の普及事業につきまして、星座忌から始まりましてギャラリートーク、16ページに移りまして、芸術家講座、そして先日のジャズピアノコンサート、いずれも順調に行われております。

③の有島記念館運営委員会を6月22日に開催し、記載の5名の運営委員の方々から館の適正な運営について専門的な立場から貴重な意見や助言をいただいております。

続いて、④の学習交流センターあそぶっくの利用状況及びあそぶっくの会の活動状況につきましては、18ページまで記載をしておりますので、ごらんになっていただきたいというふうに思います。

18ページの中ほどの(3)、社会体育・スポーツ活動について、日本ハムファイターズの野球教室、それから学校アスリート訪問事業、計画どおりに実施をしてございます。

19ページをお開きいただきまして、④として、昨年中止になりましたふれあい町民運動会、ことしは天候にも恵まれて実施をすることができました。総合順位では、北部チームが優勝しております。そのほかの行事につきましても、記載のとおり開催をしております。

最後、20ページになりますけれども、⑨、スポーツ少年団の活躍ということで報告をしたいと思っております。まず、サッカーですけれども、アンダーテンの部で地区優勝ということで、7月に北海道大会に出場、陸上につきましては室蘭で行われた全道大会で出場した7名のうち6名が8位以内入賞を果たすという活躍を見せました。また、次ですけれども、先月行われたスポニチ旗争奪少年野球大会においては優勝ということで、今月中ごろに札幌市で行われる全道大会出場を決めております。陸上の多数の入賞、サッカーや野球など団体種目の全道大会出場とここ数年の中でも非常に顕著な活躍ということでうれしいニュースであります。今後とも子どもたちの健全育成を図る少年団活動の支援に努めてまいりたいと考えております。

最後に、⑩ですが、札幌冬季オリンピック、パラリンピック招致活動について、札幌市は2026年の開催候補地としてJOC、日本オリンピック協会に概要計画書を提出しており、アルペン競技につきましてはニセコエリアで開催する計画になっております。この後ことしじゅうにJOCとして立候補の是非を判断することになっております。なお、札幌市が2026年が不可になった場合でも2030年の招致に向けた活動を継続することを公式に表明しており、本町としましても札幌市と連動

した活動を進めていく予定です。現在札幌市を初め関係機関と連携し、招致実現のための諸準備を進めているところでございます。

以上で教育行政報告を終わらせていただきます。どうぞよろしくお願いたします。

○議長（高橋 守君） これで行政報告は終わりました。

◎日程第5 委員会報告第1号から日程第6 委員会報告第2号

○議長（高橋 守君） 日程第5、委員会報告第1号及び日程第6、委員会報告第2号の所管事務調査の結果報告2件について一括して報告を行います。

総務、産業建設の順に各常任委員長の報告を求めます。

総務常任委員長、青羽雄士君。

○総務常任委員長（青羽雄士君） それでは、私のほうから平成29年度総務常任委員会所管事務調査の結果報告を申し上げます。

期日は、平成29年7月18、19と26、27の計4日間でございます。

出席委員は総務常任委員会委員全員で、説明のため出席した者は総務課長の阿部課長ほか記載のとおりでございます。

調査結果です。1、町政全般にわたって、町財政の将来を見越した財政運営については、町の財政運営は今後とも長期的視点に立った計画的な運営をすべきである。

2、総務課関係では、電算担当である情報管理係職員の固定化解消のため、業者、職員を含めた複数による対応体制を早期に検討されたい。

3、町民生活課関係では、ごみ最終処分場や羊蹄衛生センターは町民生活にとって必要な施設であることから、早急に対応を進めて施設のあり方等の方向性を出されたい。

以上で報告を終わります。よろしくご審議のほどお願いたします。

○議長（高橋 守君） 次に、産業建設常任委員長、竹内正貴君。

○産業建設常任委員長（竹内正貴君） 私のほうからは、平成29年度産業建設常任委員会所管事務調査の結果報告を申し上げます。

期日は、平成29年の9月1日、それから4日、5日の3日間であります。

出席委員は、産業建設常任委員全員であります。

説明のために出席した者は、福村農政課長ほか記載のとおりであります。

調査事項につきましては、農林畜産業、農地整備、道路、橋梁、公営住宅、上下水道及び商工観光、その他産業建設常任委員会の所管する事務調査であります。

調査結果といたしましては、①、農耕期間の気象経過や8月上旬の8月1日から13日の気象状況につきましては、平年と比べて平均気温が1度、最高気温が1.1度、最低気温が0.5度低かったということであります。また、日照時間につきましては、8月1日から13日では平年並みの103%でありましたが、9日以降は日照がない状態が続いたということであります。

主要作物の作況状況につきましては、記載のとおりであります。

農政課の関係で、有害鳥獣の対策について、近年有害鳥獣による農業被害が頻発しております。

被害の大小はあるものの、発生場所にも町内全域に広がりつつあり、町内に広く注意喚起する必要がある。特に農業者には被害状況の報告等への協力を要請して実態把握を行うとともに、対応策を検討されたいということでもあります。

また、商工観光課の関係につきましては、JRを活用した観光客の増加策について、JR在来線の函館線小樽長万部間は、北海道新幹線の開通の条件として経営分離することに同意はしましたが、経年とともに鉄道に対する考え方が変化してきています。在来線は、生活路線としてだけではなく、札幌圏ほか鉄道を利用してきた観光客誘致にも有効であると考えられることから、観光施策としても在来線を存続活用する方策を検討されたい。

建設課関係におきましては、除雪について、町民から町道除雪に対するさまざまな苦情や要望があることと除雪事業者とともに情報共有を図る必要があります。降雪期を前にして、行政と事業者が十分に打ち合わせを行い、万全の除雪体制がとれるような対応をお願いしたい。

空き家対策につきましては、町内には所有者や家族によって良好な管理をされている空き家がございますが、さまざまな事情により売買や賃貸に踏み切れないでいる住宅が経年とともに廃屋となる前に何とか有効活用できるような対策を検討されたいということでもあります。

以上で所管事務調査の報告を終わります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

以上です。

○議長（高橋 守君） それぞれ常任委員長の報告が終わりました。

これよりただいまの報告のあった各常任委員長報告に対する質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

これをもって質疑を終了いたします。

お諮りします。ただいまの各常任委員長の報告を受理し、善処を必要とする関係部門については町長に対し善処されるよう要望したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、委員会報告第1号及び委員会報告第2号の所管事務調査の結果報告2件については、これを受理し、善処を必要とする関係部門については町長に対し善処されるよう要望することに決しました。

◎日程第7 陳情第2号

○議長（高橋 守君） 日程第7、陳情第2号 「義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1／2への復元、教職員の超勤解消と『30人以下学級』の実現、『子どもの貧困』解消など教育予算確保・拡充と就学保障に向けた意見書」の採択を求める陳情については、会議規則第91条の規定に基づき総務常任委員会に付託します。

◎日程第8 報告第1号

○議長（高橋 守君） この際、日程第8、報告第1号 平成28年度ニセコ町健全化判断比率及び

資金不足比率の報告についての件を議題とします。

提出者からの提案理由の説明を求めます。

副町長、林知己君。

○副町長（林 知己君） それでは、よろしくお願ひいたします。日程第8、報告第1号 平成28年度ニセコ町健全化判断比率及び資金不足比率の報告についてでございます。

議案の2ページをごらんください。報告第1号 平成28年度ニセコ町健全化判断比率及び資金不足比率の報告について。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項（健全化判断比率）及び第22条第1項（資金不足比率）の規定により、平成28年度決算に基づくそれぞれの比率について、別紙監査委員の意見をつけて報告する。

平成29年9月7日提出、ニセコ町長、片山健也。

本件につきましては、地方財政健全化法に基づき地方公共団体の財政状況を客観的、統一的にあらわし、また全体像を把握するため、決算に基づきこれらの財政の健全化に関する指標を算出することとされております。別紙といたしまして、本文でも述べましたように監査委員の意見書をつけておりますので、後ほどごらんいただきたいというふうに思います。

3ページをごらんいただきたいと思います。上段の表に平成28年度決算に基づきまして4つの比率を掲載してございます。一番左側、一般会計にかかわる実質赤字比率、その隣、特別会計まで含めた連結実質赤字比率、これら赤字は全ての会計で発生しておりませんので、いずれの比率も発生しないことから横棒が引いてございます。続きまして、真ん中右寄り、実質公債費比率について、これは標準財政規模に対する町が実質的に負担する公債費の比率となりますけれども、28年度決算に基づきまして13.0%で、昨年度より0.8ポイント減少しております。比率が減少した要因ですが、公営住宅使用料の増額等により公債費に充当できる特定財源が増額となったこと、また過疎債や辺地債など財政上有利な地方債の割合がふえ、公債費のうち交付税措置される額がふえたことにより、結果、分子となる公債費等にかかわる実質的な町負担額が減額となったことによります。なお、実質公債費比率は、過去3カ年の平均を用いますが、単年度で見ますと平成26年度が14.1%、平成27年度が13.1%、平成28年度が11.8%となっております。続きまして、一番右側、将来負担比率ですが、標準財政規模に対する町が将来的に負担すべき実質的な負債の比率でございます。昨年度より20.6ポイント減少して46.2%が28年度の決算に基づく数字でございます。比率が減少した主な要因ですが、全会計で地方債残高を約2億4,500万円減少できたこと、さらに基金残高について約1億4,700万円増額できたことにより、分子に当たる実質的な将来負担比率を減少できたことによります。

続きまして、議案の3ページの下段にあります資金不足比率ですけれども、公営企業会計ごとの資金不足比率を示すもので、資金不足額が発生しておりませんので、全て比率横棒ということになってございます。

なお、別冊で、こちらになります。ニセコ町平成28年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率計算書を配付しておりますので、後ほどごらんいただきたいというふうに思います。

報告第1号に関する説明は以上でございます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（高橋 守君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これにて報告済みといたします。

◎日程第9 認定第1号

○議長（高橋 守君） 日程第9、認定第1号 平成28年度ニセコ町各会計歳入歳出決算認定についての件を議題といたします。

提出者からの提案理由の説明を求めます。

副町長、林知己君。

○副町長（林 知己君） それでは、日程第9、認定第1号 平成28年度ニセコ町各会計歳入歳出決算認定でございます。

最初に議案の4ページをお開き願います。認定第1号 平成28年度ニセコ町各会計歳入歳出決算認定について。

地方自治法第233条第3項の規定により、下記平成28年度ニセコ町歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

記、1、平成28年度ニセコ町一般会計歳入歳出決算、2、平成28年度ニセコ町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算から6まで各特別会計の歳入歳出決算となります。

平成29年9月7日提出、ニセコ町長、片山健也。

それでは、議案の別紙といたしまして5点の資料をつけておりますので、まずご確認いただければというふうに思います。まず、横長の平成28年度ニセコ町決算関係書類という少し分厚い書類でございます。それから、こちら少し厚い書類となりますが、平成28年度における主要な施策の成果という書類でございます。それから、横長の平成28年度ニセコ町決算概要という書類でございます。それと、3枚物で平成28年度特定目的基金の運用状況報告書、最後に監査委員の意見書をつけてございます。この5点が決算認定の関係書類でございますので、これに基づきご説明させていただきます。

それでは、これらの書類によりまして、平成28年度決算概要のポイントを絞ってご説明いたします。まず、縦の平成28年度における主要な施策の成果、縦型の厚い書類でございます。こちらをごらんいただきたいというふうに思います。まず、こちらの書類の冊子の2ページをごらんください。2ページには、ニセコ町の財政の状況とあります。3ページからが決算の概況ですけれども、平成28年度の一般会計決算については、幼児センター増築や農業や畜産業での基盤整備事業、こちらは間接補助事業となりますが、この基盤整備事業といった大型事業を実施しておりますが、歳入歳出とも前年度決算額とほぼ同規模となっております。

それでは、3ページのグラフをごらんください。3ページ中ほどのグラフでございます。平成28年度においては、ふるさとづくり寄附金を充当して事業を実施したほかは基金からの繰り入れをすることなく、財政運営を行い、一方で将来の健全な財政運営の確立や今後の有効活用に向け各種基金へ積み立てを行ったことから、基金残高を2期連続で増額することができました。また、地方債の残高については新規投資的事業の優先順位づけや計画的展開によりまして着実な減少が図られてきております。今後も財政運営の安定化や災害等も含めたりスク管理を高めていくために、これまでの取り組みを継続し、将来の財政負担を考慮しながら地方債残高の適正管理に努めていきたいと考えております。

それでは、5ページの上の表、決算財政指標をごらんいただきたいというふうに思います。表の2番目の行にあります歳入合計は、46億8,923万円余りとなっております。前年度とほぼ同額となっております。その下、歳出合計は45億2,018万円余りということで、2,738万円余りの増加となっておりますが、平成28年度の大きな取り組みとして中央倉庫群が新たな交流拠点として、またニセコ子ども館が学童施設と放課後子ども教室との一体型施設として運営を開始しております。

3ページ中段に戻っていただきまして、主なハード事業では近年重点的に実施しております子育て、教育関係施設整備として幼児センター増築事業、ニセコ小学校普通教室化事業、ニセコ子ども館の外構工事、近藤小学校の校舎改修実施設計などを実施しております。また、平成29年度までの2カ年工事として、ニセコ斎場火葬場の機能向上工事に着手したほか、中央倉庫群へのテレワーク設備の整備事業など公共施設機能の充実も図っております。このほか、公営住宅改善事業や羊蹄近藤連絡線の歩道設置事業、芙蓉橋の補修事業など社会基盤の整備更新も進め、間接補助事業としては畜産競争力強化対策整備事業や担い手確保・経営強化支援事業により農畜産業の基盤整備等を支援し、産業振興を図ってございます。

ソフト事業では、付加価値や生産性向上に向けクリーン農業総合推進事業や緑肥作物の奨励事業、観光地の魅力アップとして着地型旅行整備事業やニセコ周遊バス運行事業、星空観光コンテンツ創出支援、起業等の支援といたしましてにぎわいづくり起業家等サポート事業など、本町の基幹産業である農業と観光、さらに商業の振興に力を注いでおります。また、こども医療費の無償化制度やキッズカード事業、外国語教育や特別支援教育など、福祉、子育て施策も継続して実施しております。

環境面の取り組みでは、綺羅乃湯LED化改修事業や有島記念館、学習交流センターあそぶくくの冷暖房省エネ化更新事業など既存設備の改修においてCO₂削減を図る整備を進めております。また、環境モデル都市として環境施策を民間企業、施設へ普及させる取り組みや環境基本計画の見直し、環境白書の作成を行いました。

また、国の直営事業となりますが、本町始まって以来の大規模公共事業と言える国営緊急農地再編整備事業について平成27年度からの念願の着工となっております。

5ページに進んでいただきまして、また上の表になりますが、歳入から歳出を引いた収支から平成29年度に繰り越す事業に必要な一般財源を除いた額であります実質的な収支、これは5ページの上の表の中ほどになりますが、実質的な収支は前年度とほぼ同規模の1億6,892万円の黒字となり、

次年度への安定的な財政運営に必要な額を確保した結果となっております。

続きまして、歳入の状況ですけれども、5ページに記載しております。主な財源であります地方交付税は、対前年度2,906万円減額となり、臨時財政対策債を含めた実質的な普通交付税についても6,713万円の減額となりました。普通交付税の減額要因は、町税収入の増によるものとなりますが、その税収については景気拡張基調や観光入り込みの増加を受け、全税目で増加、特に町民税や固定資産税では大きくふえ、1億1,817万円の大幅な増加となっております。また、投資的事業の増減により影響のある科目として、国庫支出金では平成27年度に中央倉庫群再整備事業などを実施したことにより、前年度対比5,499万円の減額、道支出金では農畜産業基盤整備等の間接補助事業の実施により1億97万円の増額、町債では6,990万円の減額で、借入額4億7,193万円となっております。

それから、6ページになりますけれども、財政状況を示す指標の状況につきましては、先ほど報告したとおり実質公債費比率、将来負担比率、経常収支比率でございますけれども、6ページの上の表を、6ページ下にグラフで財政状況を示す指標の経年推移が載っておりますので、こちらもごらんいただきたいと思いますが、財政構造の弾力化や公債費負担の財政確保のバランスなどに今後とも留意をしてみたいと考えております。

次に、決算データの概況につきましては、一般会計は7ページ以降、特別会計は10ページ以降に掲載しておりますので、後ほどごらんいただきたいというふうに思います。

それから、同じくこの冊子の15ページ以降、重点施策の概要が記載されております。59ページ以降には施策の詳細ということで個別事業の実績書が載っておりますので、こちらも後ほどお読みいただければというふうに思います。

続きまして、A4横のもう一つの厚い資料になりますが、こちらの平成28年度ニセコ町決算関係書類についてご説明をいたします。それでは、1ページから7ページに平成28年度ニセコ町一般会計歳入歳出決算書を掲載しております。7ページをごらんください。歳入歳出の差し引き残高が1億6,905万1,797円で、基金繰入額なしとなっております。

それから、8ページから224ページにかけまして歳入歳出決算の事項別の明細書がございます。それでは、それら主な事業で予算規模の大きな新規事業、そして不用額が大きな事業を中心にご説明をしたいというふうに思います。まず、2款総務費について、44ページ、45ページにお進みください。44ページ、45ページになります。2款1項総務管理費、1目一般管理費、19節負担金補助及び交付金などにおいて国の施策として進めております社会保障・税番号制度にかかわる経費を支出しております。特に繰り越し事業では、情報セキュリティー強化対策にかかわる経費3,700万円ほどの支出、その財源については補助金540万円、町債540万円となっております。

続いて、55ページ、56ページにお進みください。55、56になります。6目の企画費において、55ページの13節委託料や56ページになりますが、15節の工事請負費、18節の備品購入費で中央倉庫群でのテレワーク施設の整備事業として2,769万円ほどの支出となっております。なお、本事業については2,739万円ほどの補助を受けてございます。

続いて、58ページから60ページになります。58ページの7目の地域振興費での770万円余りの不用額につきましては、地域おこし協力隊について当初12人分の予算を計上しておりましたが、10人の

採用となったことによる報酬、補助金等の執行残でございます。

次に、66、67ページにお進みください。66ページ、12目の職員厚生研修費の不用額199万円余りですが、こちらは職員研修について航空運賃等の早期手配により経済的な交通費で執行したことや研修派遣人数が減となったこと、また費用を要しないで庁舎研修を実施できたこと等による経費削減結果となっております。

71ページから74ページにお進みください。71ページの16目の職員給与費について職員の早期の退職、育児休業があったこと、また退職手当組合負担金や共済組合納付金の負担率の確定などにより合計4,075万円余りの不用額となっております。

77ページにお進みください。77ページの上段、17目の防災対策費における寄附金において熊本地震や鳥取県中部地震に対し支援金145万円を支出してございます。

78、79ページになります。78ページの20目の自治創生費では、地方創生交付金10分の10補助による繰り越し事業として移住促進事業や町内公共交通最適化検討調査、対日直接投資や農産物のブランド化に向けた委託事業、倶知安町との広域事業としてニセコエリア誘客に向けた公共交通実証実験事業などについて合計2,284万円ほどの支出となっております。

次に、89ページから3款の民生費でございます。民生費におきましては、94ページまで進んでいただきまして、94ページの中段、19節の負担金補助及び交付金において国の施策として各種の臨時福祉給付金の交付を行ってございます。各福祉給付金で合計2,783万円ほどの交付実績となり、405万円ほどの不用額が生じてございます。

また、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費及び2目の老人福祉費において13節委託料や20節の扶助費において生じている不用額992万円については、それぞれ福祉サービスや扶助制度の実施実績によるものとなります。

続きまして、101ページまでお進みください。101ページから103ページの2項児童福祉費、1目児童措置費において、102ページの扶助費の子ども医療費におきましては制度分456万円、町独自の拡大分768万円、合計1,224万円の支出となっております。

続いて、4款の衛生費については106ページからになります。衛生費の106ページから109ページにかけて1項の保健衛生費、2目予防費について、107ページの12節役務費、108ページの13節委託料、109ページの20節扶助費の合計いたしまして544万円余りの不用額につきましては、こちらは各種がん検診や総合健診、インフルエンザ等の予防接種、超音波検査を含む妊婦健診の利用実績によるものとなっております。

次に、6款の農林水産業費ですが、128ページまでお進みください。128ページの下段になりますが、1項農業費、3目農業振興費、19節負担金補助及び交付金においてこちらも地方創生交付金10分の10補助による繰り越し事業として、複数農家による共同集荷作業などにかかわる地域産業雇用創出・起業化事業補助1,721万円を含め、合計3,714万円ほどの補助金支出となっております。

また、4目の畜産業費、130ページが一番下、下段になりますが、畜産競争力強化対策整備事業として間接補助1億2,356万円ほどの支出、それと135ページまでお進みいただきまして、135ページの下段のほうですが、国営事業の通年施行にかかわる中心経営体の農地集積促進事業交付金で2,379万

円ほど、11目の農業経営基盤強化促進対策費、これ137ページの下段のほうになります。経営体の機器整備や6次産業化施設整備にかかわる間接補助の担い手確保・経営強化支援事業補助では5,337万円ほどの支出となっております。

続きまして、7款商工費については141ページにお進みください。

○議長（高橋 守君） 説明を中止してください。

この際、午後1時まで休憩いたしたいと思います。

休憩 午前11時58分

再開 午後 0時58分

○議長（高橋 守君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

説明を続けてください。

○副町長（林 知己君） それでは、ニセコ町決算関係書類の7款商工費、141ページからでございます。7款商工費につきましては、141ページの1項商工費、1目商工業振興費で、142ページになります。19節の負担金補助及び交付金においてにぎわいづくり起業者等サポート事業補助を地方創生交付金10分の10補助による繰り越し事業として実施、4件400万円の補助を行っております。

また、2目の観光費では、146ページの上段の15節の工事請負費において照明のLED化など綺羅乃湯改修工事で603万円の支出となっております。

8款土木費では、155ページまでお進みください。8款土木費、155ページの中段、2項道路橋梁費の3目除雪対策費の13節委託料において昨シーズンの降雪量が少なかったことから、町道等除雪委託料は1億1,474万円ほど、4目の道路新設改良費では156ページの下段になります。継続して羊蹄近藤連絡線の工事のほか、町道北栄中通や中央地区改良工事などで工事請負費5,964万円ほど、5目橋梁維持費では157ページの13節委託料と15節工事請負費で3,090万円ほどの支出となっております。

また、160ページから162ページの5項都市計画費、2目都市計画整備事業費においては、中央倉庫群の運営開始に伴い、地方創生交付金10分の10補助による繰り越し事業として指定管理料やクライミングウォール設置工事、備品購入など2,043万円ほどを支出しております。

次に、168ページからの10款教育費をごらんください。教育費におきましても地方創生交付金10分の10補助による繰り越し事業として外国語教育にかかわる予算を支出しておりまして、173ページの下段、一番下になります。12節の役務費の講師派遣手数料186万円、174ページの委託料の外国語教育推進業務委託料566万円ほどとなっております。

また、174ページの下段、1項教育総務費、4目教育諸費の14節使用料及び賃借料のバス借り上げ料のうち高校を含むスクールバス分は4,864万円ほどの支出となります。

176ページからの2項小学校費、1目学校管理費において、179ページまでお進みいただきまして、179ページの上段のほう、13節の委託料でそれぞれ平成29年の工事実施に向けまして近藤小学校施設改修実施設計業務委託料で535万円、ニセコ小学校電気設備更新工事実施設計委託料で136万円、15節

工事請負費では180ページの上段になりますが、児童数の増加に応じた教室確保のため、旧学童保育所普通教室化工事562万円ほどの支出となっております。

191ページまでお進みください。191ページの4項高等学校費、3目教育振興費の19節負担金補助及び交付金の不用額332万円余りにつきましては、航空券など研修旅費の節約等による高等学校教育研究会協議会参加補助の残45万円、生徒通学費補助の残47万円、教育振興事業補助での資格取得や大会参加補助の残123万円、修学旅行補助残47万円など実績による執行残などによるものとなっております。

194ページにお進みください。194ページ、5項幼児センター費、1目幼児センター費では、幼児センター増築にかかわるものとして、196ページの13節委託料や197ページの15節工事請負費、18節備品購入費などで1億6,646万円ほどの支出となっております。また、センターでの木育遊具整備としてふるさとづくり基金を充当し、備品購入費として193万円の支出がございます。

6項の社会教育費、3目の有島記念館費では、206ページまでお進みください。206ページの中段、15節工事請負費において空調機器の故障更新にあわせた省エネ器具の導入として空調機器更新工事に567万円、収蔵庫の除湿加湿ユニット設置工事としてその他営繕工事で285万円を支出しております。このほか207ページの下段のほうで19節の負担金補助及び交付金においてふるさとづくり基金を充当し、有島武郎・木田金次郎プロジェクト実行委員会負担金として105万円の支出がございます。

207ページの下の方で4目の学習交流センター費では、209ページの上段までお進みいただきますが、15節の工事請負費で空調機器の故障更新にあわせた省エネ器具導入として空調機器更新工事に1,102万円の支出となります。

221ページの下段になります。11款災害復旧費については、融雪等による町道藤山西通の破損復旧や8月下旬からの台風連続上陸に伴います強風被害復旧など716万円の支出となっております。

224ページになります。13款予備費については、公共施設の緊急的修繕対応として4件82万円ほどの予算充当を行いました。

225ページに一般会計の実質収支に関する調書を掲載しております。後ほどごらんいただきたいと思っております。

以上で一般会計についての説明を終わります。

続きまして、国民健康保険事業特別会計の決算書ですが、227ページから230ページに平成28年度ニセコ町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算書を掲載しております。

230ページをごらんください。歳入歳出の差し引き残高が118万6,325円で、基金繰入額なしとなっております。

それから、231ページから239ページにかけて歳入歳出決算事項別の明細書、240ページには実質収支に関する調書を掲載しております。後ほどごらんいただきたいと思っております。

続きまして、後期高齢者医療特別会計の決算書ですが、241ページから244ページに平成28年度ニセコ町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算書を掲載しております。

244ページをごらんください。歳入歳出差し引き残高が6万100円となっております。

それから、245ページから251ページにかけて歳入歳出決算事項別の明細書、252ページには実質収

支に関する調書を掲載してございます。後ほどごらんいただきたいと思います。

続きまして、簡易水道事業特別会計の決算書ですが、253ページから256ページに平成28年度ニセコ町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算書を掲載してございます。

256ページをごらんください。歳入歳出差し引き残高が50万4,983円となっております。

それから、257ページから268ページにかけまして歳入歳出決算事項別の明細書、269ページには実質収支に関する調書を掲載してございます。こちらも後ほどごらんいただきたいと思いますというふうに思います。

続きまして、公共下水道事業特別会計の決算書ですが、271ページから274ページに平成28年度ニセコ町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算書を掲載してございます。

274ページをごらんください。歳入歳出の差し引き残高が34万8,274円となっております。

275ページから286ページにかけまして歳入歳出決算の事項別の明細書を、287ページには実質収支に関する調書を掲載してございます。こちらも後ほどごらんいただきたいと思いますというふうに思います。

続きまして、農業集落排水事業特別会計の決算書ですが、289ページから292ページに平成28年度ニセコ町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算書を掲載してございます。

292ページをごらんください。歳入歳出の差し引き残高が11万4,235円となっております。

それから、293ページから298ページにかけて歳入歳出決算事項別の明細書、299ページには実質収支に関する調書を掲載してございますので、こちらも後ほどごらんいただきたいと思いますというふうに思います。

続いて、財産に関する調書でございます。300ページをごらんください。土地、建物が（1）の表、山林が（2）の表となっております。28年度における土地の主な変動は、道道ニセコ停車場線整備に伴うニセコ高校用地、総合体育館前用地の売却、農村公園隣接地の購入、元町地区の企業誘致用地の追加売却、中央地区での町道用地購入などによる増減となり、合計では1,034平方メートルの減少となっております。また、建物の変動は幼児センター増築による374平方メートルの増加となります。

それから、301ページに有価証券及び出資金等の現在高、302ページから304ページにかけて物品関係を載せてございます。こちらは、後ほどごらんいただきたいと思いますというふうに思います。

続いて、305ページ、債権関係の記載でございますが、産業振興資金貸付金について2件1,499万円の新規貸し付けを行っておりまして、そのほかは決算年度中の返済210万円により決算年度末の現在高が1,289万円増加してございます。

最後に、306ページ、基金の状況でございます。左の列の上から財政調整基金ですが、国民健康保険事業特別会計からの繰入金相当額1,450万円を積み立てたほか、定期預金分の利子収入分の増となります。次に、スポーツ振興事業基金、地域福祉基金については増減なし、公共施設整備基金は定期預金等の利子収入分の増となります。その下、土地開発基金の用地については、町民センター裏の農村公園に隣接する農地954平方メートルを取得し、現金についてはその取得分761万円が減額となっております。総額での増額分は、定期預金等の利子収入分となります。減債基金については、これまで借り入れてきております過疎債ソフト分の今後の償還財源として昨年度同額の2,000万円

を積み立てたほか、定期預金等の利子収入分の増となります。左の列の一番下、社会福祉事業基金については、お受けいたしました寄附分の200万円の増額となっております。右側に移りまして、一番上、交通遺児育英基金については増減なし、産業振興基金については新規2件、計1,499万円の貸し付け及び返済により現金及び貸付金が増減してございます。総額での増額分は、定期預金等の利子収入分となります。ふるさとづくり基金については、お受けした寄附468万5,000円を積み立てたほか、幼児センターでの木育遊具整備や有島記念館、木田金次郎に関する普及活動プロジェクトへ計298万円取り崩し充当いたしました。庁舎建設基金では平成32年度までの整備完了に向けた財源として8,000万円の積み立て、また国営緊急農地再編整備事業基金についても後年の負担金返済に向けて3,000万円を積み立てました。このほか、各利子収入がございませぬ。その下、国民健康保険基金は198円の利子収入がありますが、1,000円単位での増減はございませぬ。一番下の北海道市町村備荒資金組合の積立金については、道内の全市町村が災害に備えるために積み立てを行っておりまして、本町積み立て分に対し利率分129万円の増額となっております。

以上で決算認定に関する説明を終わります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（高橋 守君） これをもって提案理由の説明を終わります。

お諮りします。本件については、私議長と監査委員である三谷典久議員を除く議員8名の委員をもって構成する決算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにしたいと思ひます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、認定第1号 平成28年度ニセコ町各会計歳入歳出決算認定についての件は、8名の委員をもって構成する決算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決しました。

◎日程第10 承認第1号から日程第11 承認第2号

○議長（高橋 守君） これより日程第10、承認第1号 専決処分した事件の承認について（平成29年度ニセコ町一般会計補正予算）及び日程第11、承認第2号 専決処分した事件の承認について（平成29年度ニセコ町一般会計補正予算）の件を議題といたします。

提出者からの提案理由の説明を求めます。

副町長、林知己君。

○副町長（林 知己君） それでは、日程第10、承認第1号 専決処分した事件の承認についてご説明いたします。

横長の専決処分した事件の承認についてという議案をごらんいただきたいというふうに思ひます。承認第1号 専決処分した事件の承認について。

地方自治法第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり平成29年度ニセコ町一般会計補正予算の専決処分をしたので、同条第3項の規定により報告し承認を求めます。

平成29年9月7日提出、ニセコ町長、片山健也。

3ページには、平成29年6月26日付での専決処分書をつけてございます。

5 ページへお進みください。平成29年度ニセコ町一般会計補正予算。

平成29年度ニセコ町の一般会計補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ836万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ44億1,382万9,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

ニセコ町長、片山健也。

次のページをお開きください。第1表、歳入歳出予算補正の歳入が6ページ、歳出を7ページに載せてございます。

続きまして、8ページ、歳入歳出予算補正事項別明細書、総括の歳入が8ページ、9ページに歳出を載せてございます。9ページの歳出の合計欄をごらんください。今回の補正額836万1,000円の財源について、全て一般財源となっております。

先に歳出よりご説明いたします。11ページをお開きください。11ページ、歳出でございます。2款総務費、1項総務管理費、5目文書広報費、18節備品購入費でコンピューター機器備品43万円の計上でございます。こちらは、ラジオニセコで放送用に使用しているパソコンについて、開局から5年経過し、使用頻度の高い、これは24時間稼働等によりますが、ものに不都合が生じております。ノイズが生じる障害のほか、放送に必要な不可欠な管理用パソコンが動作不調となっております、今後の放送に支障を来すおそれがあることから、緊急的にパソコンの更新を行うため、補正するものでございます。

2項徴税費、2目賦課徴収費、23節償還金利子及び割引料では、過誤納付等還付金100万円の補正でございます。こちらは、法人町民税の法人税割を予定納付、中間納付ですが、予定納付した法人について確定申告により一部または全額還付を要するケースが多く発生しておりまして、現行予算に不足が生じることから補正を行うものでございます。なお、今後もそのような法人で還付が発生する場合も想定されることから、その分も考慮の上、補正をしてございます。

続きまして、12ページになります。9款消防費、1項1目消防費、19節では羊蹄山ろく消防組合負担金197万5,000円の計上でございます。こちらにつきましては、消防庁舎に設置のモーターサイレンについてことし5月より故障が生じ、応急修理にて復旧してきたところでございますが、再度同様の故障が発生し、サイレンが使えない状況となっております。メーカーによります原因究明等を図ってきたところでございますが、本格修理も見積もりで120万円と高額となり、復旧も確実でないことから新たなサイレンを購入設置するため補正するものでございます。

13ページになります。11款災害復旧費、2項公共土木施設災害復旧費、1目の土木施設災害復旧費、15節の工事請負費では、行政報告でもさせていただきましたが、6月22日に河川、瑞穂の沢川が決壊し、道路擁壁の破損のほか、道路側溝や用水路、農地などへの土砂の流出等がございました。災害復旧箇所については、別冊でお配りしております補足資料、大きく補足資料と書いた資料でございますが、この1ページで箇所としてご確認をいただきたいというふうに思います。瑞穂から西

富にかけての箇所でございます。この災害につきましては、被災箇所では応急対応処置をとるとともに、今後流出土砂の除去や被災した道路擁壁の復旧について対応するため、必要な予算を補正するもので、災害復旧工事請負費全体で495万6,000円の計上となっております。内訳といたしまして、土木施設単独災害復旧工事では、町道瑞穂昆布連絡線、これ旧道になりますが、その道路擁壁の復旧工事に203万1,000円、災害復旧応急措置工事では用水路の道路遮断工など応急復旧工事に80万円、流出土砂等復旧工事では農地への流出土砂等の復旧工事で212万5,000円となっております。

次に、10ページ、歳入でございます。10ページの19款1項1目繰越金、1節前年度繰越金では、歳入歳出均衡を図るために前年度繰越金を836万1,000円増額補正するものでございます。

なお、専決処分に係る本補正予算の各会計総括表及び一般会計歳入及び歳出の内訳、補正予算の内訳につきましては、こちらも別冊でお配りしております補正予算の専決処分のナンバーワンという部分です。別冊資料のナンバーワンということに詳細を記載してございますので、ごらんいただきたいというふうに思います。

承認第1号に関する提案理由の説明は以上でございます。

続きまして、日程第11、承認第2号 専決処分した事件の承認について説明いたします。

横長の議案の15ページをごらんいただきたいと思っております。承認第2号 専決処分した事件の承認について。

地方自治法第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり平成29年度ニセコ町一般会計補正予算の専決処分をしたので、同条第3項の規定により報告し承認を求めます。

平成29年9月7日提出、ニセコ町長、片山健也。

17ページは、平成29年8月21日付での専決処分書でございます。

19ページになります。平成29年度ニセコ町一般会計補正予算。

平成29年度ニセコ町の一般会計補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ360万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ44億1,743万7,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成29年8月21日、ニセコ町長、片山健也。

次のページをお開きください。第1表、歳入歳出予算補正の歳入が20ページに、歳出を21ページに載せてございます。

続きまして、22ページをごらんください。歳入歳出補正予算の事項別明細書の総括の歳入を載せてございます。23ページの歳出をごらんください。今回の補正額360万8,000円の財源について、全て一般財源となっております。

先に歳出よりご説明いたします。25ページをお開きください。25ページ、歳出でございます。7款商工費、1項商工費、2目観光費では、13節委託料でニセコ中央泉源孔内カメラ撮影調査業務37万8,000円及び15節工事請負費でニセコ中央泉源ポンプ取りかえ工事323万円の補正計上でございます。

す。既にご存じと思いますが、一応箇所図として補足資料の2ページに載せてございます。こちらにつきましては、綺羅乃湯で使用しております中央泉源の水中ポンプについて、今年度に引き上げ、交換メンテナンス作業を実施しましたが、作業完了後運転中に動力ケーブルが破損し、温水のくみ上げができなくなる事態となりました。当面の綺羅乃湯の営業継続のため、現行より口径の小さいポンプへと入れかえ工事を実施するとともに、あわせて原因の究明、そして今後の抜本的対応策の検討のため、カメラ撮影調査を実施する予算を補正するものでございます。なお、本件に係る現場作業は9月5日より行われております。カメラ調査では、予想以上に井戸本体のケーシング管の腐食が進んでいることがわかりました。このままでは、ポンプをおろすことができない状況となっておりますので、現在対処方法を整理、調整しているところでございます。内容がまとまり次第、追加にて補正予算対応をさせていただきたく、本定例会の最終日もしくは間に合わない場合は専決処分にて対応させていただきたいと考えてございます。

次に、24ページ、歳入でございます。19款1項1目繰越金、1節前年度繰越金では、歳入歳出均衡を図るため前年度繰越金を360万8,000円増額補正するものでございます。

なお、こちらにつきましても専決処分に係る本補正予算の各会計総括表及び一般会計歳入及び歳出の内訳、補正予算の内訳につきましては、別紙の資料ナンバー2をごらんいただきたいと思っております。

承認第2号に関する提案理由の説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（高橋 守君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより承認第1号の質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

本件については討論を省略いたします。

お諮りします。本件は、承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、承認第1号 専決処分した事件の承認について（平成29年度ニセコ町一般会計補正予算）の件は、承認することに決しました。

これより承認第2号の質疑に入ります。質疑ありませんか。

篠原議員。

○7番（篠原正男君） 本件につきましてももう少し詳しく説明をいただきたいというふうに思います。といいますのは、既にポンプの交換工事を終わった後に今回の事案が発生したということでございますので、工事に対しての瑕疵担保、そういうものはなかったのかどうか、本来工事前に今回のいわゆる湯の花が管に付着して作業上問題あるというような状況が把握できなかったのかどうか、その点をお伺いします。

○議長（高橋 守君） 前原課長。

○商工観光課長（前原功治君） ただいまの篠原議員のご質問にお答えをいたします。

当初予算計上させていただきましたポンプの入れかえ工事でございますが、これは平成21年に前回行っておりましたものを定例的にこれに関してはメンテナンスということでやらさせていただいている、これが今年度ということで、7月の12日の日に引き上げ、交換等を終了させていただいているところでございます。その際に、今湯の花等はどうかだったのかというお話でございますが、中央の泉源はニセコの山のほうに持っていた泉源と違って泉質的に非常に穏やかな泉質と申しますか、余りそういうスケール類がつかない。そういう中で山のほうですと2年に1回ぐらいのくみ上げポンプの交換を要していたのですが、綺羅乃湯は8年から10年ぐらいでやれるだろうということでメンテナンスを進めてきていたところでございます。その中で実際に引き上げてみた中で、若干ケーシング管にどうも傷があるようだということはその工事のときにわかりました。綺羅乃湯のほうの営業がございまして、そのまま上げっ放しにして、それから今度カメラを手配してというような形になりますと2週間ぐらいポンプをとめなければいけないということで、そのときには実際にポンプの引き上げ、おろし入れができるという状況であったということで、工事については予定どおり引き上げポンプのみの交換でもとに戻したという工程を踏んでおります。そのときにケーシング管の一部、どうも不良箇所があるようだということはポンプ屋さんのほうから指摘はいただきましたので、新年度もしくは補正予算等で一度調査をして、抜本的解消に向けての対策をつくらなければいけないということをお打ち合わせをして、定例分の工事については完了させていただいたところでございます。そして、今回8月の16日にポンプ停止という状況になりまして、翌17日の日にすぐ業者の方に見ていただいた中ではどうもケーブルが断線しているようだということで、まずとりあえず上げて状況把握をした中で対処していかなければならない。先ほど申したとおり、ずっと使えない状況にしてしまうと営業ができなくなってしまうものですから、そういう中でまず引き上げる、入れるということができるといふ状況は現状でも確認とれておりますので、1つ口径の小さいポンプを入れて、当面まず対応をしましょうということで今回専決の内容として対応をさせていただいているところでございます。実際に一昨日工事を始めまして、昨日カメラを入れたのですが、非常に状況が悪いということでございまして、再度工法等を含めて検討させていただいて、今回提案させていただいております専決の部分に設計変更を加えるような形で今対処、明らかになった時点でまた補正等させていただきたいという状況になっているところでございます。

以上でございます。

○議長（高橋 守君） 篠原議員。

○7番（篠原正男君） 今恐らく私考えますのは、綺羅乃湯への供給、給湯といいますが、それを優先するがためにいわゆる抜本的な部分の対応というものがおくらせてしまっているのではないかなというふうに思うのです。というのは、その都度、その都度の後手、後手と言ったら大変厳しい言葉かもしれませんが、追加、追加、追加というような対応になってしまっているのかなと。ある一定程度は、そこはしっかりやるといいますか、そのわかった段階できちっとやっぱり判断できるようなところまですべきではないかなというのと、もう一点確認、先ほど質問した中ではお答

えなかったのですが、いわゆる業者の瑕疵というものは本当になかったのかどうか、その点を再度お伺いします。

○議長（高橋 守君） 前原課長。

○商工観光課長（前原功治君） 温泉の場合は、目視でという部分では土中に入っているものだからなかなか確認できないという中で、その判断がつかないというところがありますので、今後カメラを入れさせていただいて、きっちりとその対応についてはとらせていただきたいということでございます。

あと、瑕疵担保ということでございますが、本件については予定どおりの工事、工法については終了していただいた。ただ、我々のほうで想定している以上に管の老朽化等があつて、そこにふぐあい等も、ケーシング管のふぐあいがあつたという中で、結果としてポンプのほうに損傷があつたということでございますので、業者の瑕疵はないというふうに判断をしております。

○議長（高橋 守君） 町長。

○町長（片山健也君） 済みません。ちょっとわかりにくいかと思うのですが、私もきのうビデオを見たのですけれども、ケーシング管って1センチぐらいの肉厚があるそうなのですが、それが腐食により中が剥がれて塞いでいる状態になって、それ実はカメラ調査のカメラがもう入っていかないということになっているので、それで予想としては日ごろ水中まで入れているところのいわゆる酸素が、空気が入っているところ、上がっていく上が相当腐食が進んでいて、中の管自体が傷んで塞いでいる状態ではないかというような状況がありまして、それで今カメラが入っていないことも含めて、改めて再度抜本調査をするということで、そのやり方を調査をしているというような状況であります。スケールつく温泉でないので、そこは長もちすると思ったのですが、逆に空気と触れて酸化している状態が予想以上にひどいということがわかりましたので、今回ちょっとはつきりおっしゃるとおり抜本対応ということも含めて検討させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（高橋 守君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

これをもって質疑を終了いたします。

本件については討論を省略いたします。

お諮りします。本件は、承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、承認第2号 専決処分した事件の承認について（平成29年度ニセコ町一般会計補正予算）の件は、承認することに決しました。

◎日程第12 議案第1号から日程第23 発議第3号

○議長（高橋 守君） 日程第12、議案第1号 北海道市町村職員退職手当組合規約の一部を変更することの協議についてから日程第23、発議案第3号 核兵器禁止条約の交渉会議に参加し、条約

実現に真剣に努力するよう求める意見書案の件までの12件を一括議題といたします。

議案、発議の順で提出者からの提案理由の説明を求めます。

副町長、林知己君。

○副町長（林 知己君） それでは、日程第12、議案第1号 北海道市町村職員退職手当組合格約の一部を変更することの協議について説明をいたします。

議案の6ページをお開きください。議案第1号 北海道市町村職員退職手当組合格約の一部を変更することの協議について。

地方自治法第286条第1項の規定により、関係組織団体との協議に基づき、別紙のとおり規約を変更したいので、同法第290条の規定により、議会の議決を求める。

平成29年9月7日提出、ニセコ町長、片山健也。

それでは、7ページをお開きください。下段の提案理由ですが、読み上げます。提案理由、平成29年6月1日付西胆振消防組合が処理をする事務の追加により名称を変更及び平成29年8月1日付江差町ほか2町学校給食組合を構成する3町のうち1町の脱退による名称の変更に伴い、北海道市町村職員退職手当組合格約別表の（2）、一部事務組合及び広域連合の表を改めることについて協議するため、本規約を提出するものでございます。

それでは、規約の一部を変更する規約ですが、別表の新旧対照表をごらんください。新旧対照表では1ページになります。左側が現行で、右が改正後の案となります。

別表の第2号、一部事務組合及び広域連合の表で、檜山管内の項中、江差町ほか2町学校給食組合を江差町・上ノ国町学校給食組合に改め、同表、胆振管内の項中、西胆振消防組合を西胆振行政事務組合に改めます。

議案の7ページにお戻りいただきまして、附則といたしまして、この規約は、地方自治法第286条第1項の規定による総務大臣の許可の日から施行となります。

議案第1号に関する説明は以上でございます。

続きまして、日程第13、議案第2号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合格約の一部を変更することの協議についてご説明いたします。

議案では8ページとなります。議案第2号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合格約の一部を変更することの協議について。

地方自治法第286条第1項の規定により、関係組織団体との協議に基づき、別紙のとおり規約を変更したいので、同法第290条の規定により、議会の議決を求める。

平成29年9月7日提出、ニセコ町長、片山健也。

9ページをお開きください。下段の提案理由についてですが、読み上げます。提案理由、平成29年6月1日付西胆振消防組合が処理をする事務の追加により名称を変更及び平成29年8月1日付江差町ほか2町学校給食組合を構成する3町のうち1町の脱退による名称の変更に伴い、北海道町村議会議員公務災害補償等組合別表第1を改めることについて協議するため、本規約を提出するものでございます。

それでは、規約の一部を変更する規約ですが、別冊の新旧対照表の2ページをごらんください。

2 ページの別表第 1 中、西胆振消防組合を西胆振行政事務組合に、江差町ほか 2 町学校給食組合を江差町・上ノ国町学校給食組合に改めます。

議案の 9 ページに戻っていただきまして、附則として、この規約は、地方自治法第 286 条第 1 項の規定による総務大臣の許可の日から施行となります。

議案第 2 号に関する説明は以上でございます。

続きまして、日程第 14、議案第 3 号 北海道市町村総合事務組合規約の一部を変更することの協議についてご説明いたします。

議案の 10 ページでございます。議案第 3 号 北海道市町村総合事務組合規約の一部を変更することの協議について。

地方自治法第 286 条第 1 項の規定により、関係組織団体との協議に基づき、別紙のとおり規約を変更したいので、同法第 290 条の規定により、議会の議決を求めます。

平成 29 年 9 月 7 日提出、ニセコ町長、片山健也。

11 ページの下段でございますが、提案理由でございます。読み上げます。提案理由、平成 29 年 6 月 1 日付の西胆振消防組合が処理をする事務の追加による名称の変更及び平成 29 年 8 月 1 日付の江差町ほか 2 町学校給食組合を構成する 3 町のうち 1 町の脱退による名称の変更に伴い、北海道市町村総合事務組合規約別表第 1 及び別表第 2 を改めることについて協議するため、本規約を提出するものでございます。

こちらにつきましても新旧対照表でご説明いたします。新旧対照表の 3 ページをごらんください。別表第 1、檜山振興局 (11) の項中、江差町ほか 2 町学校給食組合を江差町・上ノ国町学校給食組合に改め、同表、胆振総合振興局 (12) の項中、西胆振消防組合を西胆振行政事務組合に改めます。

次に、別表第 2 の 1 から 7 の項中、西胆振消防組合を西胆振行政事務組合に改め、同表、9 の項中、江差町ほか 2 町学校給食組合を江差町・上ノ国町学校給食組合に、西胆振消防組合を西胆振行政事務組合に改めます。

議案の 11 ページに戻っていただきまして、附則として、この規約は、地方自治法第 286 条第 1 項の規定による総務大臣の許可の日から施行となります。

議案第 3 号に関する説明は以上でございます。

続きまして、日程第 15、議案第 4 号 町税条例等の一部を改正する条例を説明いたします。

議案の 12 ページでございます。議案第 4 号 町税条例等の一部を改正する条例。

町条例等の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

平成 29 年 9 月 7 日提出、ニセコ町長、片山健也。

それでは、変更の内容につきまして新旧対照表と別冊が多くて申しわけございません。別冊の説明資料というやつです。こちらでご説明したいと思っております。第 4 回ニセコ町議会定例会説明資料という部分でございます。それでは、変更の内容につきまして説明をいたします。資料のほうでございますが、資料のほうで説明をしながら新旧対照表のほうもごらんいただきたいと思っております。町税条例の改正の概要は、軽自動車税の改正に伴う様式の改正、施行期日条文の改正及び文言整備に係る所要の改正でございます。

改正条例の個別条項の改正内容でございますが、第1条の改正で、新旧対照表では5ページになりますが、町税条例等の一部を改正する条例（平成28年ニセコ町条例第18号）の一部改正でございます。その中で第87条では、軽自動車税にかかわる申告書様式の改正による号番号の規定整備でございます。

次に、附則第1条第1号、第2号及び第4号は、条文の規定整備となっております。

次に、第2条の改正では、新旧対照表では6ページになります。町税条例等の一部を改正する条例（平成29年ニセコ町条例第4号）の一部改正となります。こちらは、附則で特定営利活動促進法の一部改正に伴う適用月日の規定整備となっております。

次に、第3条の改正では、新旧対照表では7ページになりますが、町税条例等の一部を改正する条例（平成29年ニセコ町条例第9号）の一部改正でございます。こちらは、附則第1条第2号について条文の規定整備となっております。

それでは、議案の13ページにお戻りいただきまして、附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行し、第2条の規定は平成29年1月1日から適用し、第3条の規定は平成29年4月1日から適用いたします。

次に、13ページの一番下になりますが、この条例改正に関する町民参加の状況ですけれども、ニセコ町まちづくり基本条例第54条第1項第1号に該当し、町民参加の手続を要しないとしてございます。

議案第4号に関する説明は以上でございます。

続きまして、日程第16、議案第5号 ニセコ町使用料等徴収に関する条例の一部を改正する条例でございます。

議案14ページになります。議案第5号 ニセコ町使用料等徴収に関する条例の一部を改正する条例。

ニセコ町使用料等徴収に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

平成29年9月7日提出、ニセコ町長、片山健也。

本条例の提案理由につきまして、15ページの下段をごらんいただきたいと思います。15ページの下段のほうに提案理由を記載してございます。読み上げます。現在の火葬場は、建設から31年が経過して老朽化が進んでおります。このことから、地下水を利用した水道及びトイレなど給排水設備の整備、休憩室の拡張、火葬炉の改修など火葬場の機能向上を図ることを目的として、昨年度から工事を行っており、本年12月完成を目指しております。今回火葬場の施設機能が向上することから町民以外の利用に対する使用料の増額とニセコ町火葬場設置及び管理条例の一部改正にあわせて名称をニセコ斎場に改めるため、本条例を提出するものでございます。

それでは、変更の内容につきまして新旧対照表の8ページで説明いたします。対照表8ページでございます。第2条第2号中、ニセコ町火葬場をニセコ斎場に改めます。

別表第1（第2条関係）、ニセコ町火葬場の項中、ニセコ町火葬場をニセコ斎場に、新旧対照表では9ページになりますが、ただし書き中、150パーセントの額を500パーセントの額に改めます。これにつきましては、町民以外からの使用料をこれまでの1.5倍から5倍に改正するというところで

ざいます。

議案の15ページに戻っていただきまして、附則といたしまして、この条例は、平成29年12月1日から施行いたします。ただし、改正後の別表第1（第2条関係）、ニセコ斎場の項のただし書きの規定は、この条例の施行日以後に許可したものについて適用し、同日前に許可したものについては、なお従前の例によります。

議案の15ページの下段にニセコ町まちづくり基本条例第54条による町民参加等についての状況を記載してございます。内容についての公表、意見の受け付けを行い、意見については特にございませんでした。

議案第5号に関する説明は以上でございます。

続きまして、日程第17、議案第6号 ニセコ子ども館設置条例の一部を改正する条例を説明いたします。

議案の16ページをお開きください。議案第6号 ニセコ子ども館設置条例の一部を改正する条例。ニセコ子ども館設置条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

平成29年9月7日提出、ニセコ町長、片山健也。

17ページをお開きください。下段の提案理由ですが、読み上げます。ニセコ子ども館の利用料金について、生活保護世帯（要保護世帯）は利用料金が免除されているが、生活保護世帯に準ずる程度に困窮していると認められる世帯に対しては特に減免の規定が設けられていない状況であります。子ども、子育て環境の支援を行うため、生活保護世帯に準ずる準要保護世帯の利用料金の負担軽減及び生活保護世帯の児童が利用する場合の減免額を明記することを目的に、本条例を提出するものでございます。

それでは、こちらにつきまして別冊の説明資料、先ほどの説明資料の2ページと新旧対照表の10ページにより説明をいたします。新旧対照表では10ページでございます。説明資料では2ページでございます。説明資料の上段の提案理由につきましては、先ほど読み上げましたので、省略をいたします。

改正条例の個別条項の改正内容でございますが、利用料金の減免といたしまして、第6条第2号中、生活保護法による被保護者世帯世帯の児童が利用する場合の次に（全額）を加えます。これは、これまで同様全額免除、全額減免という規定でございます。

第6条第5号を第6号、第4号を5号、第3号を4号として、第2号の次に第3号を加えます。

第3号では、ニセコ町要保護及び準要保護児童生徒を就学援助費事務取扱要綱第4条により準要保護者と認定を受けた世帯の児童が利用する場合、第1子は月額半額、第2子以降は全額免除としてございます。

議案の17ページにお戻りください。附則といたしまして、この条例は、平成29年10月1日から施行いたします。

17ページの下段にニセコ町まちづくり基本条例第54条による町民参加等についての状況を記載してございます。内容等についての公表、意見の受け付けを行い、意見については特にございませんでした。

議案第6号に関する説明は以上でございます。

続きまして、日程第18、議案第7号 ニセコ町火葬場設置及び管理条例の一部を改正する条例でございます。

議案の18ページになります。議案第7号 ニセコ町火葬場設置及び管理条例の一部を改正する条例。

ニセコ町火葬場設置及び管理条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

平成29年9月7日提出、ニセコ町長、片山健也。

本条例の提案理由につきまして、20ページの上段をごらんください。提案理由、先ほどと重なりますが、現在の火葬場は建設から31年が経過して老朽化が進んでおります。このことから、地下水を利用した水道及びトイレなど給排水設備の整備、休憩室の拡張、火葬炉の改修など火葬場の機能向上を図る目的として昨年度から工事を行っておりまして、本年12月完成を目指しております。今回火葬場のリニューアルに伴い名称を変更するとともに、使用条件の明確化及び使用者の義務を定めるため、本条例を提出するものでございます。

それでは、変更の内容について新旧対照表の11ページでご説明いたします。新旧対照表11ページでございます。第2条中、ニセコ町火葬場をニセコ斎場に改めます。

第3条第1項中、火葬場をニセコ斎場に改めます。

第3条の次に次の2条を加えます。第3条の2は、使用の不許可等で、各号のいずれかに該当するときは、使用を許可せず、使用の許可を取り消し、または使用を中止をすることができる規定で、使用条件の明確化を定めております。

第3条、11ページの下の方になりますが、第3条の3は、使用者の義務で、守らなければならない事項について各号において規定をしてございます。

新旧対照表では12ページになりますが、第6条を第7条とし、第5条の次に第6条を加えて、損害賠償の規定を定めてございます。

議案の19ページに戻っていただきまして、附則といたしまして、施行期日、この条例は、平成29年12月1日から施行いたします。経過措置といたしまして、この条例の施行の際に現に改正前のニセコ町火葬場設置及び管理条例の規定による使用の許可を受けている者は、改正後のニセコ町火葬場設置及び管理条例第3条の使用の許可を受けた者とみなすとしてございます。

議案の第20ページにニセコ町まちづくり基本条例第54条による町民参加等についての状況を記載してございます。内容についての公表、意見の受け付けを行い、意見については特にございませんでした。

議案第7号に関する説明は以上でございます。

○議長（高橋 守君） この際、午後2時25分まで休憩したいと思います。

休憩 午後 2時10分

再開 午後 2時25分

○議長（高橋 守君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

説明を続けてください。

○副町長（林 知己君） それでは、日程第19、議案第8号 平成29年度ニセコ町一般会計補正予算について説明をいたします。

別冊横長のさきに専決処分した事件の承認についての次のほうになりますが、その議案の27ページをお開きください。議案第8号 平成29年度ニセコ町一般会計補正予算。

平成29年度ニセコ町の一般会計補正予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1,843万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ44億3,587万3,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成29年9月7日提出、ニセコ町長、片山健也。

次のページをお開きください。第1表、歳入歳出予算補正の歳入が28ページ、歳出を29ページに載せてございます。

30ページをごらんください。歳入歳出補正予算事項別明細書の総括の歳入を載せてございます。31ページの歳出をごらんください。下の合計の欄でございますが、今回の補正額1,843万6,000円の財源については、国、道支出金で145万円、その他財源で398万1,000円、一般財源が1,300万5,000円でございます。

説明の都合上、歳出の37ページからご説明いたします。37ページ、1款議会費、1項1目議会費において、9節旅費では特別旅費32万円、14節使用料及び賃借料では入場料4万6,000円の補正計上でございます。こちらは、2026年冬季オリンピック札幌招致に向けて2018年2月に開催される平昌オリンピック開会式等に参加し、札幌市や北海道等と連携の上、招致に向けた取り組みを行います。また、ニセコエリアでアルペンスキー競技の開催が予定されていることから、競技会場の視察をあわせて実施するための3泊4日の旅費を補正するもので、参加予定者としては町長、議長、随行職員としております。議会費においては、議会から参加者分を計上してございます。

38ページになります。2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費において、9節旅費では特別旅費32万円、14節の使用料及び賃借料の入場料4万6,000円についても先ほどの議会費同様に冬季オリンピック札幌招致に向けた平昌オリンピック開会式競技会場の視察を実施するための旅費及び入場料で、参加予定者である町長分でございます。なお、オリンピック招致活動費についての詳細は、後ほど一括ご説明をさせていただきます。19節負担金補助及び交付金の北海道自治体情報システム協議会負担金191万3,000円及び後志広域連合負担金17万8,000円については、社会保障・税番号制度に係る当初予算時に未定だった補助対象事業について内容と補助額の内示があったことから、実施にかかわる経費を補正するもので、今回対象分は総合運用テスト経費及び標準レイアウト対応システムの改修経費で、北海道自治体情報システム協議会対応分と後志広域連合対応分それぞれの負担金を増額補正するものでございます。なお、国庫補助金として歳入補正もいたします。

6目の企画費、15節工事請負費では、光ケーブル設置工事159万8,000円、こちらは北海道新幹線ニセコトンネル工事に伴う工事に電力供給のための電柱移設により本町が強化しております光ケーブルについても移設対応が必要なことから、工事費を補正するものでございます。その箇所図といったしまして、こちらの補足資料の1ページでどの箇所が移設工事の対象になるかご確認をいただきたいというふうに思います。なお、歳出同額を原因者からの移設補償金として歳入補正をいたします。次に、19節の負担金補助及び交付金では、ニセコ周辺地域産業活性化協議会構成町村負担金1万円でございます。企業立地促進法の受け皿として、平成22年より発足しておりますニセコ周辺地域産業活性化協議会について、本年度に地域未来投資促進法が施行されることに伴い、新たな計画策定について検討が必要となったことから、構成8町村で負担金を計上することが総会で決定し、協議会として調査等を行うこととしたため、負担金を補正するものでございます。

38ページの下段から20ページの庁舎整備費では、新庁舎建設に向けては基本設計プロポーザルにより設計業者も決定し、今後庁舎内での検討委員会、作業部会、町民説明会など各種作業が本格化いたしますが、当初予算において基本設計委託料のみの計上としていたことから、必要となります職員の時間外勤務手当、住民説明会等のチラシの折り込み手数料、道内視察旅費3カ所分を補正計上するものです。なお、プロポーザルの結果につきましては、行政報告でも多少させていただきましたが、後日の議員協議会でもご説明させていただきます。その中で3節の職員手当等では、庁舎整備係2名及び作業部会関係職員分合わせての時間外勤務手当80万1,000円でございます。なお、49ページから50ページに給与明細書載せておりますので、後ほどご確認を願いたいと思います。9節の特別旅費では5万2,000円の計上、視察旅費として岩内町へ2人、北広島市3人、幕別町1泊2日の3人で計上をさせていただきます。続きまして、12節役務費ではチラシ折り込み手数料4回分2万4,000円の計上、次、25節積立金では庁舎建設基金積立金145万8,000円、こちらにつきましては国営事業に必要な客土について寄附を受けた字絹丘に新たな土とり場を設置いたしました。採取に当たって発生した伐採木の売払収入を庁舎整備基金に積み立てるものでございます。庁舎整備に当たっては、将来に向けて町民共通の財産として整備していく方針であり、地場産の木材や地元製作家具の導入を検討していく予定であることから、当該経費に充当するため町財産である木材の売払収入を基金化するものでございます。

40ページ、3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費、19節の負担金補助及び交付金では、ニセコ町赤十字奉仕団記念誌作成業務補助金20万円、ニセコ町の赤十字奉仕団が結成されて来年30周年を迎えるに当たり、平成30年4月に記念定期総会を開催する予定となっております。その際に30周年記念誌を配付するため、今年度より作成するための経費を補助するもので、記念誌印刷製本代17万円と事務費3万円となっております。23節償還金利子及び割引料では、平成28年度の障害児入所給付金等道負担金の額の確定に伴い、超過で交付を受けた分7万5,000円の返還について補正計上でございます。28節の繰出金では、国民健康保険事業特別会計の歳入歳出補正に伴う国保会計収支均衡による繰出金37万8,000円の補正です。

41ページ、4款衛生費、1項保健衛生費、4目火葬場費、20節扶助費では、町外火葬利用扶助20万円の計上です。こちらは、ニセコ斎場機能向上改修事業に係る町外火葬利用扶助につきまして当初

7カ月で30件、月4.3件を見込み、予算計上しておりましたが、直近の実績で月6件となり、今後も増加分を見込み、不足が生じないよう1件4万円の5件分を補正するものでございます。

42ページになります。6款農林水産業費、1項農業費、6目農地費、19節の交付金では、多面的機能支払交付金事業交付金10万1,000円の補正計上です。こちらは、多面的機能支払交付金事業における交付金算出基礎となります対象農用地面積について、平成28年度の国営事業施行分による面積増により交付金が増額となる見込みであることから補正するものでございます。本事業は、国2分の1、道4分の1の補助事業であります。国費分も間接補助として道から交付されるものでございます。

続いて、43ページ、7款商工費、1項商工費、2目観光費、9節旅費の普通旅費では、44万7,000円の計上です。サービスの充実を図りながら持続性ある観光振興を確保するため、来訪者への応分負担としての目的税の導入検討に当たり日本交通公社が現行制度の問題点などを検討する会を立ち上げる運びとなったことから、本町も参画し、目的税導入の検討を進めるため、必要経費を補正するもので、東京出張旅費6回分の計上でございます。なお、19節の負担金補助及び交付金では、目的税検討会の会議負担金として10万円の計上をしております。13節の委託料、14節使用料及び賃借料、22節の補償補填及び賠償金については関連性がありますので、一括説明をいたします。箇所図といたしまして、こちらの補足資料の1ページと、より地域をわかるために3ページにも図面を載せてございますので、ごらんいただきたいと思っております。補足資料の1ページ及び3ページでございます。こちらは、遭難等を事前に防止するために、特にリスクの高いモイワ山に接するニセコアンベツ川周辺の崖地に対し、モイワスキー場へみずから戻れる避難路を設けたいと思っております。避難路設置に当たっては、道有林内につき北海道との協議のための測量調査及び雑木伐採にかかわる立木補償、さらに敷地借り上げ料が必要となることから補正するものでございます。13節では道有林野等測量調査業務委託料19万5,000円、14節では道有林野等敷地使用料1万円、22節では立木補償38万9,000円の計上となっております。

次に、3目消費行政推進費、11節需用費の消耗品費で46万6,000円、こちらはニセコ、真狩、留寿都、喜茂別、京極、蘭越、黒松内で共同運営しておりますようてい地域消費生活相談窓口の業務について消費生活相談の案件が多様化しており、住民に対して相談窓口の周知を図るためのノベルティグッズ、これはエコバッグになりますが、これを製作し、配布する運びとなったことから、必要経費を補正するもので、エコバッグ1個431円で1,000個の消費税で46万5,480円となります。なお、当該経費は構成町村からの負担金により対応をいたします。次に、43ページの一番下、18節の備品購入費では、コンピューター機器備品11万1,000円、ようてい地域消費生活相談窓口の業務について平成22年度購入の業務専用のパソコンの動作に不都合が生じていることから、更新経費を補正するものです。なお、こちらも当該経費は構成町村からの負担金により対応をいたします。

45ページになります。8款土木費、2項道路橋梁費、2目道路維持費、13節委託料では、町道等維持管理業務委託料44万7,000円の補正計上です。町道等の側溝改修ほか作業委託業務について、当初予定より側溝の土砂撤去箇所の増、凍結等による側溝改修箇所の増、降雨による未舗装道路の破損修繕の3点の理由により予定作業量を超え、予算執行しており、予算に不足が生じる見込みとな

っております。側溝等の機能維持保全のため、予算執行しておりますが、今後一定の作業量が見込まれることから、必要経費について補正するものでございます。

46ページになります。10款教育費、2項小学校費、1目学校管理費、11節需用費の修繕料では8万7,000円、近藤小学校のボイラーについて7月に実施した保守点検にて着火ノズルの不良が見つかりました。このため本格的な冬期使用の前に着火部分の部品を交換修繕するため、補正をするものでございます。

4項高等学校費、2目定時制高等学校管理費の15節工事請負費では、ニセコ高校校舎営繕工事15万5,000円の計上です。ニセコ高校校舎西側の窓4カ所について、窓枠サッシの下端、下の端の部分ですが、の壁面に経年劣化による亀裂が発生し、一部剥離してございます。昨年度の現地確認から冬期間に劣化が進行した模様であり、このまま放置すると冬期の水の浸入、凍結によりさらに劣化が進行するおそれがあることから、早目に修繕をするため、補正をするものでございます。

5項1目幼児センター費の23節償還金利子及び割引料では、補助金等返還金で81万4,000円、こちらは子ども・子育て支援新制度により対象であります私立の幼児施設に対し給付している施設型給付金について国及び道から所定の補助金が交付されますが、平成28年度の額の確定に伴い、超過して交付を受けた分を返還するため補正するものです。なお、今回は本町での平成28年度の最終補助金請求手続後に私立幼児施設での給付費算定に誤りが判明し、減額調整を行ったため返還額が多く生じてございます。次に、過誤納等還付金で8万4,000円、こちらは消滅時効成立後に納入していた滞納繰り越し分の保育料について収納誤りであり、平成28年度以前に収納した分については歳出還付が必要なことから必要経費を補正するもので、保育料還付の対象3件となります。こちらの詳細は、議員協議会でも説明をさせていただきます。

46ページから47ページにかけて6項社会福祉費、2目有島記念館費、13節委託料では、寄贈美術作品等資料登録業務委託料72万円の補正計上です。平成29年度から寄贈受け入れを開始し、作品整理業務を委託等で進めている藤倉英幸作品について寄贈数が当初見込みの2,000点より大きく上回り、印刷物等含めて4,000点程度となる見込みとなりました。新規に寄贈される見込みの作品は、昭和40年代から60年代にかけての作品が多く、現在の張り絵作品の基礎となった作品群であるため、作家の画業を振り返る際に重要な意味を持つものでございます。このことから、寄贈を受け入れた上で写真撮影や保存箱製作など適切な保存処置を行うため、現行委託業務の設計変更にて対応したく、不足する予算を補正するものでございます。なお、現在受贈作品の登録整理作業を鋭意進めておりますが、来年の2月には作品公開企画展を行い、町民皆様を初め広くPRする計画となっております。

7項の保健体育費、1目保健体育総務費については、2026年冬季オリンピック、パラリンピック札幌招致に向けて2018年2月に開催される平昌オリンピック大会の開催状況や運営の実務を把握、さらに準備視察活動等を行うための旅費や各経費と現地調査団の補助金を計上してございます。予算書では、9節の旅費、14節使用料及び賃借料、19節の負担金補助及び交付金で合わせて659万2,000円の計上となっております。

その内訳について別紙の補足資料で説明をいたしますので、補足資料の4ページから5ページを

お聞き願いたいと思います。補足資料の4ページ、2018平昌冬季オリンピック・パラリンピック視察等積算一覧でございます。補足資料の4ページ、上から平昌オリンピック視察の項目ですが、まず①の札幌市長や関係機関との招致活動等の派遣分ですが、議会費、総務費でも計上いたしました平昌オリンピック開会式競技会場の視察を実施するための旅費で、町長、議長とともに行動する職員分の特別旅費と入場料で、議会費、総務費での計上分も含めて3名分で109万8,000円でございます。次に、②の平昌オリンピックのアルペン競技会場の規模や設備、コース造成や運営等について、スキー場関係者ととともに実際の会場を調査、視察し、ニセコエリアで開催が予定されておりますアルペンスキー競技に関する知識を深めるための役場職員分の旅費と入場料で参加予定延べ職員3名分、行程として15泊16日で1名フル参加、8泊9日、2名は交代制で120万7,000円でございます。さらに、スキー場関係者、スキー連盟、役場で調査団を構成し、官民一体となった取り組みを進めるため、スキー場事業者2名とスキー連盟1名、計3名の旅費と入場料については、現地調査団補助金で116万4,000円を計上してございます。次に、③の平昌オリンピックへ視察派遣に現地共通経費として現地ガイド代、レンタカー代等について現地調査団補助金で281万7,000円を計上しております。次に、平昌パラリンピックの視察の項目ですが、④になります。アルペンスキー競技会場の規模や設備、コース造成や運営等について、実際の会場を調査、視察し、ニセコエリアで開催が予定されているパラリンピックのアルペンスキー競技に関する知識を深めるための旅費と入場料で職員分35万円の補正です。次に、⑤の平昌パラリンピックへの視察派遣に現地の共通経費として、現地ガイド代、レンタカー代等について現地調査団補助金で30万8,000円を計上しております。以上、平昌オリンピック、パラリンピックへの派遣費用の合計で694万4,000円となります。そのうち補助金については428万9,000円の内訳となっております。

次に、補足資料の5ページになりますが、国内開催事例研究の項目で⑥の冬季オリンピック札幌招致に向けて官民一体となって1998年長野五輪を招致し、実施した白馬村や山ノ内町の取り組みについて学び、今後の五輪招致活動につなげるための視察にかかわる職員2名、3泊4日分の旅費と現地での移動用レンタカー代で25万9,000円を計上しております。次に、コース設営整備技術取得の項目で⑦になりますが、冬季オリンピック札幌招致に向けてアルペンスキー競技に必要なハードパン作成方法やそのコース管理などについて実際に作業を手伝いながら知識と技術を取得するため、阿寒湖スキー場で開催の大会を視察研修するための職員2名、2泊3日分の旅費と高速道路使用料で6万3,000円を計上です。さらに、⑧の先ほどの阿寒湖スキー場での視察研修と同様に実際に作業を手伝いながら知識と技術を取得するためのサッポロテイネススキー場で開催の大会を視察研修するための職員5名、日帰り2回分の旅費とスキーリフト使用料で5万8,000円を計上してございます。開催事例研究コース設営技術取得派遣費用の合計については38万円となっております。

これら先ほどの①から⑧までの総合計で732万4,000円となっております。なお、職員による白馬村や各スキー大会への視察研修の参加者については、冬季オリンピック札幌招致に向けて既に中堅、若手職員によりプロジェクトチームを組んでおり、札幌招致が決定してからも準備に向けた実働部隊として活動していくこととなることから、視察研修に参加して視野を広めて準備を進めていくこととなります。こちらの詳細につきましても後ほどの議員協議会のほうで説明をさせていただきます。

きます。

続きまして、3目の給食センター費、11節需用費の修繕料で9万9,000円、こちらは平成21年から使用しております米飯用調理機器について炊飯後の米を冷ます反転台表面のテフロン加工部分に劣化が見られ、今後剥離混入のおそれがあることから、テフロンの再加工処理を行うため修繕料を補正するものでございます。

続いて、歳入について、32ページをお開きください。歳入、32ページでございます。14款国庫支出金、2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金、1節総務管理費補助金では、社会保障・税番号制度システム整備補助金で137万5,000円です。歳出で社会保障・税番号制度にかかわる補助対象事業について、内容と補助額の内示があったことから、実際に係る経費を負担金として補正いたしました。これにかかわる総務省分、これは住基と税務の部分39万7,000円と厚生労働省分、これは児童手当、国保、障害者福祉になりますが、97万8,000円の合わせて137万5,000円の歳入補正でございます。

33ページ、15款道支出金、2項道補助金、4目農林水産業費道補助金、1節農業費補助金では、多面的機能支払交付金7万5,000円、こちらも歳出におきまして多面的機能支払交付金事業における交付金算出基礎となる対象農用地面積について平成28年度の国営事業施行分による面積増により交付金が増額となる見込みであることから補正をいたしました。これにかかわる補助金、国2分の1、道4分の1の国費分も間接補助として道補助金から交付されるものでございます。

34ページになります。16款財産収入、1項財産運用収入、1目財産貸付収入、1節土地貸付収入について、下水道管理センター裏の字本通247番地1ほかの町有地、この町有地につきましては平成29年5月の臨時会補正予算にて土地開発公社から取得予算を計上し、5月26日に計上した分でございますが、この土地について北海道新幹線ニセコトンネルの工事請負事業者へ事務所及び宿舍用地として貸し付けを行ったことから、今年度の貸付料51万4,000円を補正するものでございます。貸付期間は平成29年8月1日から平成33年8月31日まで、貸付面積が1万2,869平方メートルで、貸付料は平米当たり5円の月額6万4,340円となります。今年度については、月額6万4,340円の8カ月分となります。

2項財産売払収入、1目不動産売払収入、3節の立木売払収入で145万8,000円、歳出で説明いたしました国営緊急農地再編整備事業で必要となる客土を確保するため、新たな土とり場を設けましたが、土の採取に当たり北海道開発局において今年度3.7ヘクタールの立木伐採を行った際に発生した伐採木について売り払いを行い、その収入額を今回補正をいたします。

35ページ、19款1項1目繰越金、前年度繰越金において、歳入歳出均衡を図るため、前年度繰越金を1,249万1,000円増額補正するものでございます。

36ページになります。20款諸収入、5項雑入、4目雑入、23節雑入の損害賠償金34万8,000円、平成29年6月7日に発生をいたしましたニセコ高校校舎ガラス破損被害事案について、8月16日に学校において加害当事者から修繕費相当額の費用弁償を受けたことから、町の収入とし、損害賠償金として歳入予算を補正計上するものでございます。なお、本件につきましては、教育行政報告において経過を報告申し上げたとおりでございます。次に、光ケーブル移設補償金159万8,000円、北海

道新幹線ニセコトンネル工事に伴います工事用電力供給のための電柱移設により本町が強化している光ケーブルについても移設対応が必要なことから工事費を補正いたしました。歳出同額を原因者からの移設補償金として歳入補正するものでございます。次に、ようてい地域広域消費生活相談窓口運営委託収入57万7,000円、こちらも歳出で説明をいたしましたようてい地域消費生活相談窓口の窓口周知用のノベルティグッズの製作と業務用専用パソコン更新に要する経費を補正するものでございます。なお、当該経費は構成7町村からの負担金受託収入において対応いたします。

議案第7号については以上でございます。

続きまして、日程第20、議案第9号 平成29年度ニセコ町国民健康保険事業特別会計補正予算について説明いたします。

議案の51ページでございます。議案第9号 平成29年度ニセコ町国民健康保険事業特別会計補正予算。

平成29年度ニセコ町の国民健康保険事業特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ37万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億4,697万8,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成29年9月7日提出、ニセコ町長、片山健也。

次のページをお開きください。第1表、歳入歳出予算補正の歳入が52ページ、歳出を53ページに載せてございます。

54ページをお開きください。歳入歳出補正予算事項別明細書の総括の歳入を載せてございます。55ページの歳出をごらんください。下の合計の欄でございますが、今回の補正額37万8,000円の財源については、全てその他財源でございます。

先に歳出の57ページで説明をいたします。1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費において19節負担金では、北海道自治体情報システム協議会負担金37万8,000円、こちらは平成30年度からの国保制度都道府県化に伴い国が無償配布する標準システムを導入いたします。その標準システム運用に当たっての費用を補正いたしますが、国の補助対象外経費につき、歳出補正同額を一般会計からの事務費繰入金として計上し、歳入歳出均衡を図るものでございます。負担金の内訳としてサーバーライセンス21万6,000円とサーバー構築16万2,000円の37万8,000円となります。

次に、56ページ、歳入です。4款繰入金、1項1目1節一般会計繰入金では、事務費繰入金37万8,000円、今ほど歳出で説明いたしました国保システムの運用を行うための負担金について計上してございます。

議案第9号については以上でございます。

続きまして、日程第21、議案第10号 平成29年度ニセコ町後期高齢者医療特別会計補正予算について説明いたします。

議案の59ページでございます。議案第10号 平成29年度ニセコ町後期高齢者医療特別会計補正予

算。

平成29年度ニセコ町の後期高齢者医療特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ181万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5,311万4,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成29年9月7日提出、ニセコ町長、片山健也。

次のページをお開きください。第1表、歳入歳出予算補正の歳入が50ページ、歳出を61ページに記載してございます。

62ページをごらんください。歳入歳出補正予算事項別明細書、総括の歳入が、63ページには歳出を記載しておりますが、歳出の下の合計の欄でございまして、今回の補正額181万4,000円の財源については全て一般財源でございまして。

それでは、先に歳出の65ページをお開きください。2款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金において、19節の負担金で北海道後期高齢者医療広域連合負担金181万4,000円の計上です。こちらは、平成29年度現年度分の後期高齢者医療保険料の調定額が当初北海道後期高齢者医療広域連合より提示された額を上回ったことにより、連合へ支払う保険料負担金に不足が生じることから補正するものでございます。なお、負担金増額イコール保険料増額であることから、歳入においても保険料を増額補正をいたします。

次に、64ページの歳入です。1款1項後期高齢者医療保険料、1目特別徴収保険料、1節の現年度分特別徴収保険料では、今ほど歳出で説明をいたしました負担金増額に伴う保険料増額の特別徴収保険料分104万7,000円の増額補正となります。

次に、2目普通徴収保険料、1節現年度分普通徴収保険料では、こちらも今ほど歳出で説明をいたしました負担金増額に伴う保険料増額の普通徴収保険料分76万7,000円の増額補正となっております。

議案第10号については以上でございます。なお、本補正予算にかかわる各会計総括表及び一般会計歳入及び歳出の内訳、補正予算の内訳につきましては、別冊の資料ナンバー3に記載してございますので、ごらんいただきたいというふうに思います。

提出議案の説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長(高橋 守君) 次に、三谷典久君。

○6番(三谷典久君) 発議第2号 オスプレイ飛行訓練の中止等を求める意見書案の提案理由の説明をいたします。

去る8月18日、北海道内での陸上自衛隊とアメリカ海兵隊による日米共同訓練において、アメリカ海兵隊の新型輸送機オスプレイ2機が北海道大演習場に初めて飛来し、その後日米の隊員の移送や夜間訓練を行い、26日までの訓練期間中に延べ19機のオスプレイが飛来しました。今回オスプレイは、後志管内の上空にも突然飛来しました。島牧村では、7月31日、8月23日に目撃情報があり、

不安を覚えた住民から役場に苦情や問い合わせが寄せられましたが、地元自治体には予定飛行経路など事前の情報が全く提供されていないのが実態です。野崎泰生島牧村副村長の何度も飛来して、こうやってなれさせるのか、墜落事故も起きているだけに住宅街上空は飛行しないでほしいとの懸念が報道されています。住民は、低空飛行するオスプレイの異様な機影と爆音を初めて実見、体験し、未解明の安全問題を抱える機体が実際に上空を飛び回る恐怖と不安を身近に体感しました。いずれのオスプレイも米軍普天間基地に配備されている機体です。普天間基地には、24機配備されており、24機の中の1機は昨年12月、名護市の海岸に墜落、大破、同じ日に別の機体が普天間基地で胴体着陸しています。そして、8月5日には豪州沖でまた別の機体が墜落、乗員3人の死亡が確認されました。短期間に24機のうち3機が重大事故やトラブルを起こしており、かねてより指摘されてきたオスプレイの危険性と構造的欠陥の疑いがますますあらわになりました。

豪州沖の墜落事故を受けて、小野寺五典防衛大臣が当面オスプレイの飛行を自粛するように要請しましたが、アメリカ側は訓練予定を変更しませんでした。豪州沖では、墜落機体の回収引き上げ作業が開始されていますが、事故原因は今なお調査中です。名護市での墜落大破事故に続き、今回もまた事故原因の詳細な検証がなされないまま、北海道内でオスプレイが参加する日米共同訓練が展開されました。北海道内におけるオスプレイの飛行は、道民の安全を脅かすものであり、容認できるものではありません。沖縄の負担軽減のもとに道内でのオスプレイ飛行訓練が拡大するおそれもあります。日本政府は、飛行自粛にとどまらず、オスプレイの国内飛行を直ちに中止させるようアメリカ側に要請することを求めたいと考え、この意見書案を提案いたしました。

次に、発議第3号 核兵器禁止条約の交渉会議に参加し、条約実現に真剣に努力するよう求める意見書案の提案理由を説明いたします。

今北朝鮮によるミサイル、核兵器問題は、まさに軍事衝突の可能性も含む危険な状況にあります。核兵器は、偶発的要因による使用の危険性、使用された場合の全地球的な放射線物質による汚染の可能性など、他に類を見ない危険な兵器であることは誰もが認めるところです。だからこそ、世界中の心ある人々によって地球上から核兵器を廃絶しようという運動は長い間行われてきました。特に七十数年前日本に落とされた原爆によって被爆者と呼ばれた方々の息の長い運動によって、核兵器の非人道性は世界中が認めるところとなりました。しかし、残念ながらこれまでの核兵器に関する交渉はアメリカと旧ソ連などの核保有大国が主役で、核戦力を維持しながら核兵器を管理するというもので、核兵器廃絶にはほど遠いものでありました。

そのような状況の中で、ことしの7月7日、国連会議で核兵器禁止条約が採択されました。国連加盟国の3分の2の122カ国の賛成で採択され、今後条約を各国が批准して発効させるというプロセスに入ります。今回の核兵器禁止条約は、核抑止論の禁止さえ含む核兵器を全面的に禁止する内容であり、核兵器に悪の烙印が押され、核兵器が非人道的、反道徳的だけではなく、非合法化されたものです。条約の賛成国にアメリカやロシアなどの核保有国は入っていませんが、国連加盟国の6割以上の賛成で採択されたことは、核兵器を違法化する新たな規範が確立されたことを意味します。条約に参加していない核兵器保有国とその同盟国も政治的、道義的な拘束を受けます。この条約は、原爆の非人道性を身をもって体験した被爆者の皆さんの核兵器を地球上から廃絶したいという70年

以上にわたる思いが現実となったものであり、同時に世界中が核兵器の廃絶を願っていることにより実現したものであります。この条約をめぐるのは、核保有国と非核保有国の対立を深めただけとか、実際には核兵器を廃絶するのが遠ざかったなどの論評があります。しかし、条約の作成にかかわった国々は、そういう議論を十分承知の上でこのやり方だけが核兵器のない世界を実現する道だとの確信のもとに進んできたのです。今回の条約交渉をめぐる、核保有大国により激しい妨害活動が行われたにもかかわらず、その妨害をはねのけ、会議が成功をおさめました。今回の条約によって核兵器保有国の立場はいよいよ苦しいものとなっています。これまでの核兵器交渉とは異なり、今回の国連会議では核兵器禁止が正面からの主題となり、多数の国々と市民社会が主役になりました。国際政治の主役が一部の大国から多数の国々の政府と市民社会に交代しました。一握りの大国が国際政治を牛耳ってきた時代は終わりを告げつつあります。

日本政府は、残念ながら会議をボイコットしました。日本政府は、唯一の戦争被爆国であり、この条約における核兵器の非人道性の普及において積極的な役割を担える国であり、担うべき国です。しかし、日本政府は交渉に背を向けています。被爆国である我が国は、条約に調印し、批准することが国際社会から求められ、全世界の人々から待ち望まれています。日本政府が一刻も早く条約に調印することを求め、この意見書を提起したものです。

○議長（高橋 守君） これをもって提案理由の説明を終わります。

◎休会の議決

○議長（高橋 守君） お諮りします。

議事の都合により、9月8日から9月12日までの5日間を休会したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、9月8日から9月12日まで5日間を休会することに決しました。

◎散会の宣告

○議長（高橋 守君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれにて散会します。

なお、9月13日の議事日程は当日配付します。

本日はどうもご苦労さまでした。

散会 午後 3時20分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員